

---

令和4年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第7日)

令和4年3月17日(木曜日)

---

議事日程(第7号)

令和4年3月17日 午前8時56分開議

日程第1 議案第33号 令和4年度吉賀町一般会計予算

---

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第33号 令和4年度吉賀町一般会計予算

---

出席議員(12名)

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	岩本 一巳君	副町長 .....	赤松 寿志君
教育長 .....	中田 敦君	教育次長 .....	大庭 克彦君
総務課長 .....	野村 幸二君	企画課長 .....	深川 仁志君
税務住民課長 .....	栩木 昭典君	保健福祉課長 .....	永田 英樹君
産業課長 .....	堀田 雅和君	建設水道課長 .....	早川 貢一君

午前 8 時 56 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程に入る前にお諮りをします。

3 月 15 日の一般質問において、6 番、松蔭議員から一部不適切な発言があったので取り消したいという申出がありました。

ここでお諮りをします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、松蔭議員の発言の一部は会議録及び C A T V から削除することに決定いたしました。

---

#### 日程第 1. 議案第 33 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1、議案第 33 号令和 4 年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

本案については、質疑は保留してありますので、これより質疑を行います。

なお、量が多いので区切って質疑をいたしますのでよろしくお願いします。

歳出の議会費及び総務費を 1、番号で言いますけど、2 として民生費及び衛生費、ページ 52 から 72、それから労働費及び農林水産業費、ページ 72 から 85、それから商工費及び土木費、ページ 85 から 94、消防費及び教育費、94 から 119、最後に公債費及び予備費及び歳入を一緒にします。ページ 119 から 120、それから歳入の 10 から 30、その 6 つに分けて行いますのでよろしくお願いします。

なお、最後に……（「もう一回ゆっくり言ってください」「何ページから何ページ」と呼ぶ者あり）

それでは、歳出の議会費及び総務費は 31 ページから 52 ページ、2 番目が民生費及び衛生費、ページ 52 から 72、それから 3 番目として労働費及び農林水産業費、ページ 72 から 85、それから商工費及び土木費、ページ 85 から 94、消防費及び教育費で 94 から 119、それから公債費及び予備費及び歳入を一緒にします、ページ 119 から 120 と、歳入は前に返ってページ 10 から 30 です。

それでは、歳出の議会費及び総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。9 番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書の36ページ、資料の53ページで公金取扱手数料と、それから指定金融機関からの派出業務負担金というのが上がっております。必要となった理由等について説明願います。

○議長（安永 友行君） 中林出納室長。

○出納室長（中林知代枝君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

派出業務負担金につきましては、現在、指定金融機関が島根県農協さんでございまして、そちらのほうから2年前に要望書が提出されております。その中には派出の人員費の負担金ということで要望が上がってございました。その中で両方で協議した結果、今年度100万円の負担金を人員費分としてこちらのほうから負担するというので予算計上させていただいております。

なお、県内の状況でございますが、派出員が設置されている県内では島根県農協のみでございまして、邑南町、それから吉賀町、この2か所でございまして、邑南町さんも昨年度から派出の業務の負担金を負担しているということもございまして、本年度、予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 総務費の全体の人員費についてですが、人員費の中でその人数について、これ議長いいですか。給与費明細書の件なんですけど、121ページは一緒がいいですか。

○議長（安永 友行君） 関連です。流れでいいです。

○議員（4番 桑原 三平君） 本年度、一般職の総括で96人の人数で、訂正があつて前年度93で、3名の増加ということになっておりますが、それで実際新しい職員が何名で退職者は何名ということと、括弧書きの大幅に増加しているわけですね、会計年度任用職員が。もう少し詳細が分かれば、おおよその詳細が分かれば知らせてください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書121ページにあります給与費明細書、このうち下段の一般職のところでございます。まず、この総括表の職員数比較欄のここは3と数字が入るわけですけども、ここはこの数字であります。退職者につきましては4名であります。それから、新たな採用ということで7名。足し引きいたしました3名という数字ということで見ただけであればと思います。

それから、括弧書きのところでございます。括弧書きについてはこれは短時間勤務職員という形で内容が含まれてくるというところで見ただけであればと思いますけれども、これの増加要因であります。これについては増加もあれば減少もあるというところで両方説明を申し上げておき

たいと思います。

それで大きく増加する部分というところで行きますと選挙関連でこれで雇用する部分がありますのでそうしたところ、それから今度は人数的には少ないんですが、予算上、よしか暮らし相談員の1名増、それから鳥獣専門員の1名増、こうしたものは増加要因となってまいります。それから、減少要因ですけれども、これは教育委員会が所管する部分ですが、非常勤講師が1名減、それから特別支援員、これが1名の減、こうした増加があったり減少があったりという中での比較数字の計上というところで見いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 37ページの004の公用車維持管理費なんですが、これは多分全車両がリースだと思うんですが、以前、何年か前に契約先が山口県ということでなぜ島根県の業者を使わないかということで確か質問があったと思うんですが、県は問わず一番安かったということで山口県ということだったんですが、現在もこのリース会社は山口県の業者と契約なんですか、そこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変申し訳ありません、山口県の、ご質問の、ちょっとそこは私は把握しておりませんで、ちょっと回答が正しく回答できるかどうかなんですけど、今、公用車の管理につきましてはリース、それから購入、この2つのケースがございます。うちリースについては基本的には町内業者さんでリース業をやられているところに発注というかそうしたことを依頼をかけますが、その最終的に町内業者さんが窓口というか中継ぎのような形で最終的な大本の契約の相手方としては県外のところの会社さんと契約自体は締結するというのが、幾らかそういうケースがあるというふうに思っています。基本的にはそのリースをする、そうしたときには町内でそのようなことを取り扱っているところに発注をかけるというのが基本的な考え方で今行っているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 仕組みはよく分かったんですが、今契約しているところは実際には山口県、どこなんですか、もし具体的に分かれれば。町内の業者を通してということは分かるんですが、実際のリース会社は県内なのか県外なのか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 公用車の維持管理、それから購入、リース、この手続きに関しましては各所管で行っているという状況がございます。そうした関係で総務で一括して情報を集約し

ておりませんので、今そうしたすぐに回答はできないというところがあります。

それから、リース会社について必ず山口県かとか、必ず広島県かとか、そういうことではありません。あくまでも先ほど申し上げたとおり、町内でリースをやられている業者さんにこちらとしては発注というか見積り依頼とかそうしたものをさせていただいて、その結果としてその業者さんがリースを取り扱っているところとまた話をつないでいただくということ。それから、車種によってはいろいろあります。こちらが求める車種にもよりますので、必ずしも山口県のリース会社ということにはなっていないというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書じゃなくて資料のほうでお聞きをいたします。

64ページに地区組織活動費、教育委員会の分で町内5か所への公民館の会計年度任用職員5名配置ということであります。これは一般質問の中でも出ておりましたが、社会教育士の採用として月額22万円程度となっております。資格がある人とそうでない人の、これまでのほかの職種のところを比較すると月額で1万円程度とかそんなに多くない差額で発生をしております。一般質問のときの答弁の中では何とか人を入れたいからという趣旨の御発言もあったと思いますけれども、そうしますと町内全体での公平性、公正性、資格のある人とそうでない人の報酬のバランスとの公平性が保たれない、そういうことにつながるかと思いますが、全体の報酬の在り方とずれてくると思いますが、その点についてやっぱり違和感を感じるんですが、もっとほかのところの職種を、資格がある人については上げるとかというようなことも念頭に置いて考えているか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 今回の社会教育士の称号を取得された方の報酬を新たに設定させていただいたところについて、ちょっとお答えをしたいと思います。

公民館主事の皆さんの待遇の改善というところはこれまでも検討させていただいておったんですが、そういう中で今回公民館を拠点とした人づくり、地域づくりを進めていこうということで体制の強化ということで2人体制ということで募集をかけさせていただいています。そういう中で昨年度——令和2年に社会教育士制度がスタートいたしました。公民館を拠点とした地域づくりをいろいろ進めていくに当たって、これまで公民館主事を中心とした研修だとか勉強会だとかそういったところもずっと進めて来させていただきました。そういう中で今年度、主事の中からの社会教育士制度、社会教育士の称号を取得しようと、これは自主的にということですが、そういう前向きな主事の方も出てまいりました。

一方で、その体制強化をするに当たってこれまでも町内、町外を含めて募集をかけさせていた

だいていたんですが、この辺のところはこれまでの答弁にもありますように昨年のところで町内で3名の方の応募があって、1名は試験前に辞退されたということで結果的に1名しか採用に至らなかったというところで、改めての募集に向けて、やはり町外、県外への募集も強化していかないといけないということがありました。そういったところでやはり優秀な人材を確保したりだとか、それから現在いる主事さんが自主的に称号取得に向けた努力をされたという思いだとか期待だとか、そういったところで新たに社会教育士という称号を取得される方に対しての報酬を設定させていただきました。この社会教育士、今回2人の方が受講されたわけなんですけど、これは半年間にわたって週3回程度、19時から21時、約2時間なんですけど、その講習をずっと受講し続けなければならない。併せてこの講習を受けるに当たっては前段に課題の提出があって、後ほどのレポートだとかそういったものがあって、本当に前向きな姿勢がないとなかなかそういうところに至らないのではないかとということで大変ありがたく思っておりますし、今回2名ということでしたが、できるだけ多くの方にこういったものを受講していただきたいというふうに思ったところです。そういった中で新たに報酬を設定させていただくということで、いろいろ検討させていただいて他の職種のところの報酬単価だとかそういったところを比較させていただいて今回の報酬の決定をさせていただいたところです。

そこで、他の職種での有資格者と無資格者の報酬の差、その辺のところまでは検討には至っていないんですけれども、そういった形で今回は報酬を決定させていただいたところでございます。他の職種の報酬等々については教育委員会のほうでは検討はしていません。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 36ページですけども、002財産管理総務費で1,056万3,000円の件なんですけれども、その中身で参考資料に出ているんですけども、公共施設マネジメント支援事業委託料というのが192万5,000円、それと保険料と出ているんですけども、これは新規に新年度4年からやるということでしょうけども、このマネジメント支援事業の委託料というのは今回のみなんですか。毎年発生するものかどうか。

それと、この保険は今まで別々、各課がやっていたと思うんですけども、全体としておおよその見積りを取ってやっているのか、企画課、その他によって、総務課とか全部違いますよね。その辺で全体的には昨年度よりも安くなっておるか高くなっておるかということと、保険会社はどこかもう予定しておられるのかということをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書36ページ、財産管理費の中の002財産管理総務費でございます。まず、この中の一番下ですけども、調査分析委託料として192万5,000円、これの内容につきましては資料54ページのほうに書き表しているところでございます。ここで表

しているとおりに、これは従来から行っておりますけれども、公共施設の総合管理計画、それから個別施設計画、これについてはいわば毎年それをチェックといいますか、それをしていく必要がございます。さらにそれを会計といいますか町財政との関係性とかを分析をしていくということ、そうした内容がこの中に含まれてくるということでありまして、この内容についてまず今後も引き続き続くかどうかですけれども、この部分については続けていかなければならないんだらうというふうには思っておるところでございます。なかなかこの部分を自前でという部分、考えられなくもないんですけれども、いささか専門性が高いという部分もありまして、会計事務所のほうに委託をさせていただきたいという内容で予算計上をしているところです。

それから、予算書はその上ですけれども、火災保険料ということで各課でそれぞれ数字を計上いたしております。この部分についてはおっしゃられるとおりに、これまでの予算書の構成でいいますと、各費目といいますか、それぞれ各事業に関わるところに令和3年度までの予算書についてはそのような構成で予算書を作っておりましたが、令和4年度についてはここにひとまとめにさせていただいたということでございます。そのように見ていただきたいということと、これにつきましては町村会が中継ぎというか町村会を通じて保険加入しておるという内容になっております。

保険料の算定ですけれども、これはもう決められた方式がありましてその物件の構造、それから面積、そうしたもので保険料が算定されてこの部分について金額が高くなる、安くなる、そうした要素は含まれてはこない、そうした内容の保険ということになってまいります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 47ページの上段の不動産等調査委託料359万1,000円と、参考資料は74ページですが、この固定資産の評価を3年に1度とここに記載されております。それで、二、三あるんですが、この下段に固定資産評価見直しに向けた土地鑑定評価を委託しますと、これはどう解釈していいかわからないんですけど、固定資産というと土地建物とかいろいろあると思うんですが、以前、これは業務用になるかちょっと分かりませんが、空調設備、エアコンとかその辺も設備什器といいますかそういったものも税金の対象になるということを町民の方から聞いたこともあるんですが、ちょっとこの辺の詳細を伺います。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えをします。

予算書の47ページの委託料の部分ということでよろしいでしょうか。まず、不動産等調査委託料という359万1,000円でございます。これにつきましては毎年、土地が異動します。例えば地籍調査の成果が上がってきたり、それから登記で所有権移転であったりとか新たに取得し

たそういう異動がありますが、そういったものを1年間のものを調査をします。これの委託料という形で今上がっております。

それから、今、エアコン等の設備ということがありましたけども、あくまで事業用の設備につきましては固定資産税の対象になるものもありますので、それぞれ事業用であれば申告をしていただく必要があります。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 事業用の設備什器に関しては税金対象になると、その規模が事業所の例えば建物の面積とかその辺によって税金対象になるとかそういったこともあるんですか。それから、これは委託しますと書かれておりますけど、これは専門のどちらかの業者のほうに委託するということですか。

2点聞きます。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

事業用といいましたけども、例えば1件の家の中で自分が暮らすエリアと、それから事業用に使っているエリアがあれば、きちんとそこは分けていただいて事業用のものにつきましては課税の対象になるということになりますので、面積とかそういった要件ではなくて事業用に供しているかしていないかというところでの判断となると思います。

それから、この不動産等の調査委託料ということですが、固定資産税につきましては御存じのとおり3年に一度の評価替えということがございます。その評価替えの土地鑑定評価というものを来年度——令和4年度にやってその翌々年から新しい課税になりますので、その委託料でこれは不動産鑑定士に委託することになります。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 予算書の49ページ、資料の76ページになります。選挙費、この件につきまして看板作製のところになりますが、昨年の選挙に関しては町内業者、町外業者という形で作製されたと思いますが、今年度、昨年に比べて量も多かったというところもあるんだろうと思いますが、今年度のこの予算計上に関して町内業者に出されるのか、例えば入札方式にされるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 現段階で発注方法について決定しているものではございませんが、このポスター掲示場の制作、設置、それから最終的には撤去というようなこと、これが一連の作業ということになりますけれども、可能な限り町内の業者さんにそうしたことをお願いしたいという考え方は持っておるというところでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） 今の件で関連なんですけど、去年の10月の選挙のときもポスターを作るときに業者のほうから言われたんですが、既に益田とか津和野地区はホワイトボードに変えられております。選挙の看板が先ほどの質問ですが毎回のたびに作りかえるというのであれば、何か材料代も国内の木の代が倍ぐらいに上がっておるということで大変高くなっておるということなんですけど、ポスター会社に聞きますと大体流れとしてホワイトボードに変わりつつあるということで、ポスター代は若干高くなりますが、もうそろそろ毎回作りかえるというんでなくて、ホワイトボード用に高くつきませうが変えるというふうな検討はされないんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 昨年、町長・町議選挙、それから衆議院総選挙ということでポスターの掲示場、それぞれ作らなければならないという状況が発生しました。その際に、議員おっしゃられるとおりの木材が入手できない、いわゆるベニヤ板が入手できない状況が実際に発生をいたしました。その際に何とか従来の方法どおりの方法には結果的にはなりましたが、そのときに実際にそのホワイトボードというのにもいろいろ種類があるようでして、そのときに逆に業者さんから提案を受けたのは、製品としては紙なんです。紙なんですけど、非常に表面をコーティングかけますので雨風に強い、そうしたものもあるということも御提案をいただきました。実はこの部分を採用しそうにも昨年はなかったんです。ベニヤが手に入りにくいという状況が同時に発生しましたので。ただ、その紙の、あえてホワイトボードと申しましう、ホワイトボードについても逆に全国から引き合いがすごくてそれすらもなかなか手に入れにくいという状況もそのときに発生いたしました。なので、おっしゃられるとおりの、その都度都度でベニヤ板でということもどうなのかなというのは私どもというか、選挙管理委員会事務局としても考えておまして、その部分についても検討しつつ、来年度においては参議院選挙、それから来年度、再来年度にまたがりますけれども、知事・県議会議員選挙、こうしたものに取り組んでいきたいというこういった考え方を持っておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2 番、村上議員。

○議員（2 番 村上 定陽君） 関連でお願いします。今回のその選挙費に関しても看板作製に関しては消耗品費という形で上げておられるということであれば、今回も基本的にはベニヤ板等々で後は処分されるということになっておると思いますが、これはベニヤ等も結局設置された業者さんが回収されて、そのままその業者さんに処分していただくという形になりますので、その辺の環境問題のこともありますので、ぜひとも恒久的にということ難しいかもしれませんが、何度か繰り返すことができるような選挙看板も出ておるらしいので、その辺しっかり予算立ての中

に入れていただいて、初期投資はかかると思いますが、その辺は環境のことも併せて早急に検討頂くほうがいいと思いますので、以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） これは36ページなんですけども、先ほどの9番議員の関連かと思いますが、派出業務負担金100万円というのがありますよね。参考資料を見ますと新規で指定金融機関からの派出業務の負担金だということなんですけども、これは毎年かどうかは知りませんが、例えば信用金庫、合銀、農協とあるわけなんですけども、そこへ一応どうでしょうかというような問診と言えおかしいんですが、して、それで私がということで手を挙げたものがJAじゃないかと思うんですが、それとこれ前に聞いたことがあるんですけども無料で派出しておられたんですが、よそは信用金庫も合銀も例えば何がしのものが費用を見てくださいというようなことを提出したから無料の農協になったんだというふうに私は民間で巷で聞いていたんですけども、これに対して例えば以前の無料のときの契約書類とかその辺の有無についてはいかがですか。

○議長（安永 友行君） 中林出納室長。

○出納室長（中林知代枝君） 御承知のとおり、合併時に指定金融機関を選定するに当たりまして島根県農協、それから西中国信用金庫、それから山陰合同銀行、その3つの金融機関で指定金融機関を1つ選定をされるということになっておりますのでその際に各金融機関のほうから提示頂いた経費等を考慮しまして合併時に島根県農協さんに決定をしたという経緯がございます。

それで、このたびの経費の部分につきましては、先ほど申し上げましたが、県内の指定金融機関の農協さんの中で派出業務を行っていただいているところが邑南町と私ども吉賀町しかないという事情もございます。それから、2年前から、指定金融機関からの要望で今回の100万円の計上に至ったというところも先ほど御説明させていただいたところでございます。

そういった中で指定金融機関のほうで派出業務を行うというふうになっておりますので、ほかの金融機関のほうへというところも指定金融機関がある中で協議ということは難しいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） やってもらっているところが邑南町とここということですね。ということは、よその町村はそういうことはやっていないと、それをやることのメリットといますか、どういったことが上げられますか。

それと、例えば銀行さん、信用金庫さんが5月頃になると新しい税金が発生しますよね。そして、口座振替でない方もいらっしゃいますから、全期前納の方とか4期に分けて払われるという人が各金融機関で払われて、その割賦を信用金庫、銀行が持っている、それを持ってお金をここへ出納室まで届けるという話を聞いたことがあるんですが、それは各金融機関に対して1件

とか金額によって有無があるかもしれませんが、手数料というものが何がしのものを払っておられるのかどうかということと、それが無いだったら迷惑といったらおかしいですが、無理な業務をおしつけておるような気も、まあ、住民の利便性はいいですよ、七日市だったら信用金庫が近いところがありますから、その辺についてはどうなのかということと、よそもやっていないんだったらあっさり廃止をして、出納室長なりもう一人サポーターがおられるわけですからできないこともないような気がするんですが、その辺の費用対効果、それを言ったらどうなんですか。

○議長（安永 友行君） 中林室長。

○出納室長（中林知代枝君） まず、派出員の配置のことについてでございます。県内で2か所ということでございましたが、県内の指定金融機関の状況といたしましては11町村の中で合銀さんが7、農協さんが4というところで以前は全部の町村の中で派出員がいましたが、だんだんそういった経費がかかるということで撤退をしてきているところでございます。

それから派出員の配置のメリットといいますかそういったものにつきましては、先ほど議員さんがおっしゃられましたとおり5月に新たな固定資産税、それから軽自動車税、そういった納付書払い等がございますので、その5月が一番忙しい時期でございます、派出の件数といたしまして年間8,312件でございます。それでほとんどその4月、5月、6月に集中しておるといような状況でございます。そういった中でやっぱり専門性を持って、今、キャッシャーとかいう農協さんのほうで準備をしていただいておりますおつりをちゃんと人ではなくて機械でやっていただいているような状況もございまして、おつり間違いとかそういったミスがないような業務を行っているところでございます。そういったメリットでお客様にミスがないように対応していくことができるというところで派出員の配置というのが必要だというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 時代の流れが今、カード払いとかいろいろやっているわけですから、そういう方向でどこの町村だったか忘れたんですが、そういうふうに利便性を図っている方法を取っているところもありますから、それとこの契約有無はどうか知りませんが、あろうとなかろうと今後の方向としてはそういう方向で行かれたほうがいいと思うんですが、その辺はぜひ再検討していただきたいということと、それとこれは私は何回も申し上げたことがあるんですが、やはり納税というのはあるものに対して課せられたわけですから、架空なことでも何でもありませんので、当然納税義務者は払う意思も持たなきゃいけませんし、持っています。というところで、何年前に廃止になったんですけども、全期前納報奨金、そういうものを復活するのも私らは主婦ですから少しでもお金が浮けば、いずれ払わにゃいけんものと思えば月々用意して

積み立てて全期前納を5月にするという方法を取っているんです。そういうふうなのでも資金ショートも起こりませんし、100万円のほうも、そういう方法も考えてほしいなという気もするんですが、これの町長の考え方ですが、その辺をお聞かせをお願いしたいと思いますが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 出納室の体制については、これは課題ということでお聞きをしたいと思います。前段機構の話になりますから。

それから、後段の部分ですが、以前、お話があったようにそうした対応もしておりました。これについては上部団体のほうからそうしたことについての対応についての指摘もあってこれは止めたということです。ですから、我々としてはそうした今利便性もあるのは承知しております。それは各御家庭の御都合とか家計のやりくりの分から言うと非常にメリットがあって、それによって収納率が上がるというのもあると思うんですが、以前は集金常会というのがあってそこで集めてというようなこともあったと思うんですけど、そうしたことがなかなか制度上難しい部分があったということで、そこについては廃止をしたということでございますのでその点は御理解を頂きたいと思います。

そうした御意見も以前からありますし、我々といたしましては、やはり納税をしておられる方がいわゆる不公平感とかそうしたことを感じることはないように、そちらのほうで今数年かけて徴収のほうを頑張っておりますので御理解を頂きたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 47ページの中ほどにあります過誤納等還付金200万円、これは、過誤納というのはどういうことですか、説明してください。

○議長（安永 友行君） 榎木住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 御説明いたします。

この過誤納というのは税金ですので、例えば間違えて二重払いをされた、それから修正申告をされた、そういった場合に過誤納されたものを還付するというのでこういった還付金がございます。令和4年度のものでしたらその年の歳入のほうから還付という形になりますけれども、それが過ぎて令和3年度とか2年度とか以前の年度のものに対しましては、例えば修正申告がございましたら、その還付をする場合に歳入から戻すわけにはいきませんのでこうした歳出予算を組ませていただいているというところです。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 資料の58ページ、予算書の39ページでサーバー室用空調機室外送風機他整備になります。省エネ化を図りますということでありますが、どのぐらいの省エネになるかという数値についてはあるのか。あればお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 省エネの効果、数値については把握はいたしておりません。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 続きまして、資料の67ページで電源立地対策事業の分で町内中学校特別教室空調設置工事ということの実施設計なんですけど、これは設計の仕方として各施設ごとですとか、一括ですとか、また各学校ごとの台数をお願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。中学校の特別教室の空調工事に係る設計ということです。まず、設計を全体ですとか学校ごとにするのかということですが、今の段階では全体でというふうに考えております。

それから、台数等についてなんですけど、最終的には設計に入る前に現地調査を実施して部屋数であったりだとか台数というものが決まってくるというふうに思っておりますが、今現在、想定として考えているのがちょっとこの部屋数になりますけど、13室程度になるのではないかとというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） ちょっと先ほどの過誤納等還付金の件ですが、二重払いとそれから修正申告ということがありましたが、二重払いというのがよくそういうことがあるんかどうか。あるから言われたんじゃないかと思うんじゃないけど、それと修正申告というのはこれは所得税なら所得税の申告を修正して、それに伴うことで、そういうものになるということですか。まず、今のその二重払いを実際あるんでしょうけど、どういうことであるんですか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

督促状を送ったりしたときに中身をよく確認せずに、既に送っている納付書とそれから督促状を送ったものと両方払われたりする場合がございます。そういったものの還付というものがよく発生しております。

それから、先ほどの国税の修正申告ということがありましたが、議員がおっしゃられたとおり、国税の修正申告がありましたら町民税の修正申告もございますので、そういったところの還付ということで、多ければ過去5年にさかのぼってということになりますので、1人で何十万円という場合もございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 44ページの003と、その下の空き家活用事業補助金950万円、それから、下段に行きまして、老朽危険空家除去支援事業360万円と計上されております

が、この多分件数は把握されてるんじゃないかと思いますが、その件数と、金額はいいんで、件数と、あと、空き家に関しての予算が、以前よりちょっと上がってるんじゃないかなと思ったりもするんですが、事業としたら町民のためにもいいと思いますけど、今年度の進捗状況ですね。そういったものが分かれば伺います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。私のほうから、今の議員御指摘の44ページ、上から3行目の空き家活用集落担い手確保対策事業補助金ということで、950万円計上しております。この金額に対しましては、前年度と金額的には同様のものを計上しております。内容につきましては、空き家バンクに登録をしている家屋を、住むために改修するための経費の補助金でございまして、内容的には、150万円事業の100万円の補助を9件、100万円事業の2分の1の50万円の補助を1件ということで、仮計上をしておるものでございます。ただ、内容は今後申請によって変わってくる可能性がありますし、昨年度も、ちょっと今、金額が手元に資料ありませんが、件数がオーバーしたということで、12月でしたか、補正で対応させていただいておるところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書下の002生活安全対策費の中の老朽危険家屋除却支援事業補助金360万円です。軒数としては3軒ということです。したがって、1軒当たり120万円ということになってまいります。これは文字どおり、危険家屋について、それを解体をする、その際の費用についての補助を行うというものでございます。これについては、令和3年度途中で補正予算の中で2軒分ほど、したがって、240万円の予算化をさせていただいておりました。幾らか問合せはいただきましたけれども、結果として解体というようなことには至りませんでした。そうしたことから、さきに既に議決をいただきましたけれども、3月補正のほうでは、その240万円については減額をさせていただいております。今回は令和4年度ということで3軒でございます。現状を申し上げますと、この3軒、どこか物件が見込みがあるのかと言われれば、現状はございません。これまでにも何件か問合せはいただいておりますが、そこに至るようなところには行ってませんが、今後また周知をしながら、問合せ等があろうかと思っておりますので、そうしたところでの予算立てというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の老朽危険家屋の関係で、関連してお聞きをいたしますが、申請できない、所有者が不明というような物件については、どういうふうにしたらいのかという

点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） なかなかあくまでもその財産の申請すべき所有者が判明しないということですから、第一義的には、その所有者を特定、特定というか、所有者が責任を持つというか、そういうことではありますが、実際にこれまでのケースで申し上げますと、問合せがありましたが、その方はその建屋の所有者ではなくて、その御近所におられる方、そうした方からこの補助制度があることを知って、役場のほうに問合せをされました。役場のほうでは、実際にその問合せを受けて、調査といたしますか、そうしたものを実際にはさせていただいております。その上で、いきなりその所有者さんにというところがなかなか難しい部分もありますので、そうしたところについては、またその問合せをいただいた御近所さんを通じて、その所有者さんであろう方に打診というか、連絡をしていただいているようなケースもございました。まあこれはあくまでも一例ですけれども、そうしたところで我々としては、それぞれのケースに応じて対処をしていかないといけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ということは、役場に相談すればいいということによろしいですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 役場のほうに相談していただければと思います。それで思うようになるかならないかというところは、これはちょっと分からないですけれども、お問合せいただければ、可能な限り相談に応じてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今の関連でございしますが、空き家の撤去で、今、課長のほうの答弁によると、もう持ち主の返答がないとなかなかできないというお話をされとるわけですが、今年ですか、広島の方の中国新聞に載っておりましたけれども、解体撤去、もう危険だからということで、市のほうが強制的撤去をして、それから、何百万円じゃったかな。その工事費を持ち主の方に請求していくというようなことが新聞紙上でありましたけれど、今、町内も、私もよく空き家のことを言いますが、そういうふうなことも、私が見ても、これは危ないというのがあるわけですね。その辺のところを町のほうも差し向きは立て替えといて、それを持ち主のほうに請求していくというようなことも考えないと、大変危険なところが、今年の今の課長言われた予算で3か所ですか、あるということで、通学路にあるんで危険だからというお話をたしか

ここでされたと思うんですが、1件ぐらいはそういうふうな形になったのかなと思っと思ったんですが、今のお話では全然できてないということで、ある程度その辺の強制執行ということも考えたほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺のことを少しは考えられたのかどうか。今の制度上できないということは、今の広島市なんかはやっておりますので、その辺いかがですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今、議員がおっしゃっておられる物件が私が思っているのと同じかどうか分からないんですけども、現に所有者さんのほうに連絡を取らせていただいて、今、状態がこういう状態ですと。したがって、町としても計画もつくり、そして、補助制度もつくって、そうしたこと、そうした状況もありますので、解体、そうしたものを考えていただけないかという、こんな依頼をしたケースもございます。ですが、結果的には、その所有者さんは首を縦に振っていなかったというような状況がありました。その物件がおっしゃられる物件かどうかあれですけれども、議員がおっしゃられるのは、行政代執行といいますか、そこに至るところだろうと思います。なかなかこれにはいろいろな手続きを踏んで進めていかなければならないということです。1軒の物件をそこまで持っていくのに、他市町村そんなに事例があるわけじゃないですけれども、もう数年単位でそこに行き着くということになります。先ほど申しあげました行政からまず所有者さんをお願いする、実際の県内事例でいうと、浜田がそうした事例を持っているんですけども、およそ年単位で行政のほうから所有者さんをお願いをしております。その上で、次の段階に進むというふうな、こうしたプロセスを経て、すぐに新聞報道等でたまに出てまいりますけれども、行政代執行による解体っていう、恐らくここに行き着くまでには、数年単位の時間がかかっておる。その数年のうちの何年かは、ひたすら所有者さんをお願いをするっていう、こうしたことを積み重ねて、そこに至っているという状況があらうかと思っておりますので、折を見てその所有者さんには、また役場のほうからもお願いをしていかないといけないのかなと思います。当然いずれかの段階では、そういうふうなところを見据えてというところもあらうかと思っておりますけれども、現段階では、そこまでの道筋といいますか、そうしたもののまでは立ててはいないというところが現状でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、課長の言われる何年もかかるというのは分かるんですが、実際に今の危険母屋というの、かなりもう数年過ぎとるんですよ、こういう話が出てから。今の協議会が立ち上がった、昨年ですか、立ち上がったわけですので、その話の中で、持ち主の方がおられる家もありますし、もう全くどなたもおられないというところもあるかと思うんですが、やはりその辺のところを区別しながら、もしおられるのであれば、二、三回話して、そうし

ないと行政代執行という制度もあるんで、行くかも分からないんだって、脅しじゃないですが、そういうふうなやっぱり話もしていかないと前へ進まないような気がしますので、できるだけ何にしても危険な物件でございますので、早めに対応をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） ここで休憩します。

午前10時11分休憩

.....  
午前10時20分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

歳出のほうの議会費及び総務費の質疑を続行します。

なお、質疑を受け付ける前に皆さんにお願いをしときます。

私語が今日はちょっと多いと思います。気をつけてください。

以上です。

質疑を許します。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書の45ページ、資料の72ページで交通系ICカード導入支援補助金ということであります。やる内容と、バスの利用者はどうするのかということが分かりましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） ICカード導入事業について概要を説明させていただきます。

これは、令和3年度から、3年度交通事業者である石見交通株式会社から導入の協議があったものでございます。具体的には石見交通のバスにおきましてICカード、いわゆる交通系ICカードとありますが、俗に言うICOCAというカードを使えるように導入したいというものでございます。

参考までに、これまであった類似の事業としては一畑電鉄が同様のICカードを導入したのが数年前だったというように記憶しております。

それで、この導入に当たりまして、関係する島根県及び各最寄りの地方公共団体へ負担金の要望があったものでございます。

負担金の概要としましては延べ路線バスが98台、高速バスが20台対象になるということで今事業計画を確認しております。総事業費が3億930万円でございまして、このうち3分の1が国庫補助、3分の1が県、3分の1が市町で負担するというところで協議をしております。

吉賀町の場合だけでいいますと路線バスは該当しませんので、高速バスの総事業費1億7,423万900円のうち、按分方法がバス停の数による按分となっております。各それぞれ

始点の益田市から広島市までの各自治体のバス停の数による按分ということになっておりまして、ちなみに、吉賀町では計10か所のバス停分と負担となっております。

基本的に考え方はその計算をいたしまして、吉賀町分の負担が今回225万9,000円ということで予算計上をさせていただいたところでございます。

乗車人員につきましては現在のところ把握しておりませんので、御了承くださいませ。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 資料のほうで質問します。

49ページの職員研修事業費ですが、ここにまちづくり計画なり事業目的なり、主な事業の概要なりが掲げられているわけですが、どうもこれを見ると整合性があるものなのかどうかというのがちょっと疑問に思うわけです。ここに、事業目的に専門性とかいろいろ書いてありますが、それと事業概要がここに、専門性なんかでいいますと、あれだけの委託料を払っていろいろな事業を委託をしようとするわけですので、特に若い職員の方の資格の取得とかいろいろな面でこういう事業を組んでおられるんかと思ったら、どうもこれは研修だけの目的じゃなくて予算みたいなんですけど、事業目的と実際この整合性があるんですか。

例えば行財政改革の推進とか書いてありますので、この委託料を減らすための議員研修事業なりをイメージしようとするんですけど、そういうもんじゃないんですか、これは。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 参考資料49ページで表しておる部分でありますけれども、これは主として総務課が管理しております職員研修に係る経費ということでございます。

これをまちづくり計画の中でどこに該当するかというところで捉えるならば、そこに記載をしておるとおりの部分に該当するというふうな見方をさせていただければと思います。その上で総務課が所管している部分で申し上げますと、その主な事業概要欄についております、まず、島根県自治研修所という表現があろうかと思えます。ここの研修については、職員のいわゆる階層別研修というのが主になります。階層別ですから新規採用から始まりまして、課長になるときとか、なった人です。それまでにも何段階かあるんですけども、そうした研修メニューが組み立てられているということがあります。さらに、自治研修所の中でも、今申し上げたのは階層別ですけども、専門性を高めるための研修が幾つかプログラムされております。

そして、その下の島根県市町村総合事務組合、これは各市町村からこうした研修をやってほしいという要望を聞きつつメニューが構成されておりまして、税関係でいえば債権徴収研修であったり、どちらかといえば専門性の高い研修がプログラムとして毎年こう組み立てられていて、そこに参加をするというような研修、そういうことがございます。

ここでは書いてありませんけれども、さらに総務課が所管する予算で賄います部分でいくと、資格を取得する、あるいはそのための業務に直接関わる部分での勉強するといいたいでしょうか、そうした部分での旅費・研修受講料、そうしたものも総務課の予算の中には入っております。

さらに、各課にもそうした予算が入ってくる場合があります。そうした内容で、いわゆるその専門性を高めるための研修については、総務課が扱う部分、それから各それぞれの所管でこの職員にこの講習を受けさせたい、そして知識・技術、そうしたものを学ばせたい、そうしたもの、この辺を組み合わせる人材育成を行っているということでございます。なので、これだけでいくと、いささか人材育成という大きいテーマ、これだけで事足りるのかという部分あるかと思えますけれども、全体として取り組んでいるというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 全部ではなくてよろしいんですが、その専門性の勉強会なり講習なりを受けるとする答弁がありましたけど、具体的にどういう資格取得のための講習なり勉強なりをされとるかというのを分かれば教えていただきたいと思えます。

それと、61ページ、資料の61ページの吉賀高校の支援事業費ですけど、この事業目的の中に地域留学が書いてあります。今、これの次のステップとして地域みらい留学356、2年のときに1年間ほかの高校に行って学んでまた母校に帰るという制度がありますけど、吉賀高校、これされていますか。どうですか。

それと、拡充の中で吉賀高校支援協議会補助金がありますけど、これの主な活動、どのような活動をされとるかということをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず1つ目です。

研修のプログラムといいますかメニューの内容です。

先ほども申し上げましたけれども、専門性を高めるという部分で申し上げますならば、債権徴収業務に当たる職員がそういう内容での研修がプログラムにあったり、それから建設土木に関わる技術者系の研修があったりします。これについては、総務課が所管する部分もあれば、建設水道課が予算管理をして実際に個別そうした研修に出かけるというケースもございます。こうした例については、それぞれの課がそれぞれの業務において必要な研修等に参加、研修・講習会、そうしたものに参加しているという、こういう状況でございます。

それから、2つ目です。

いわゆる高校3年生のうち、一定期間を別の高校でと、そしてまた元の高校に戻るという、こ

ういうことを、これは県のほうがそうした提案というか、されているのは承知をしております。現在、吉賀高校ではこの取り組みは行ってはおりません。

それから、3つ目です。

参考資料の61ページです。主な事業概要欄の拡充というところで、支援協議会補助金でございます。

これもここに書いてあります吉賀高校魅力化コンソーシアムというところで、これも県のほうからの1つの要請というところであれなんですけれども、そうしたものを各市町村——高校を持っている市町村でそうした協議会をつくって、さらにその協議会の中身——対応としてコンソーシアムという表現しておりますけれども、ここでは共同事業体としていますが——そうした中身を備えたものをつくっていったらどうか、さらにはつくったところにおいては、さらにそれを進化発展させたらどうかという、そうした県からの要請もございます。これを受けるという部分もありますし、町独自といたしましても、今吉賀高校支援協議会というものがございますが、この支援協議会を中心にして、さらにこの会の内容については充実発展させていきたいというふうな考え方を持っております、それについて活動を活発化させていきたい。とはいいいながら、まだ見える形でのものがございません。情報収集であったり意見交換であったり、関係者とそうしたものを積み重ねていかなければならない状況ではありますけれども、そうした部分について令和4年度さらに強化してまいりたいという、こういう意味でお読み取りをいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 先ほど、地域みらい留学356と言いましたけど、365の間違いでしたので訂正をしておきます。

それと、共同するための組織というのは分かるんですが、現在の吉賀高校支援協議会の活動をお聞きしたわけでありまして。それはそれとして、会長は町長でよろしいのでしょうか。

それと、資料の69ページ、空家再生事業費ですけど、これももう随分継続された事業ですけど、この事業だけで、果たして今の定住をされたいという方のニーズに十分に応えている事業なのかというのをお聞きしておきたいと思います。吉賀町で住みたいけど住宅がないというので、なかなか町のほうに入ってこられない人がおられるというのを聞いていますので、せっかくのその機会、チャンスを、この事業費だけで賄えてないんじゃないかと思っておりますのでお聞きします。先ほど、課長のほうで昨年の実績がこれだけだったからというような答弁もありましたけど、人口の減少を——減少はしていくわけですけど——その減る、町長いつも言われていますように、緩和策です。そのためには何人ぐらいの人を受け入れていかなければならないか、そのた

めにどれだけの住宅が必要かというのは、数値目標を、それをしっかり立てて、その上での予算でない、実績を後追いとする予算ではあんまり意味がないし、発展性もないわけです。だから、ぜひ特にここは受入れのためには重要な予算ですので、まちづくりの中でどれだけの人を受け入れるのかという数値目標をきちっと立てて、予算を立てるべきだと思いますけど、どのように考えておられるかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず、69ページに掲載している予算につきましては、空家再生事業費という名称ではございますが、基本的に空き家バンクの登録の推進、空き家に人を住んでもらおう、それで集落を活性化しようという事業の目的に関する予算をこの69ページに掲載しております。それで、多少誤解があったら申し訳ないですが、私が先ほど950万円昨年度と同様の予算という説明をさせていただきましたが、あくまでもこれは同額を計上しとるといった意味でございまして、前の年がこれだからこれという意味ではございません。先ほども説明させていただきましたが、令和3年度も不足が生じたため12月で補正させていただいて、追加予算で御理解いただいておりますと認識しております。

目標数値というのは空き家情報バンクへ登録していただくことが前提になりますので、空き家情報バンクということに関してだけ目標数値を立てるとするのはなかなか難しいところではございますが、目標数値ということで申し上げますと、先般説明いたしました第2期吉賀町総合戦略の中において、移住・定住・来町の支援として相談員の相談件数や空き家情報バンクの登録件数を目標値としまして、それを目指していきたいとお示したところでございます。

また、人口推計のお話がありました。これにつきましては、総合戦略の中における人口推計ということで年間19人の、いわゆる生産年齢人口の世代を流入すれば目標値である4,400人に到達するというのを御説明申し上げたと思いますので、当面5年間はこの数値を目標にやっていきたいと今考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 回答が前後いたします。失礼いたします。

最初に質問のありました支援協議会の会長でありますけれども、これは吉賀町長が務めておることとございます。

それから、少し説明させていただきますと、支援協議会の組織形態ということとございますけれども、今申し上げたとおり会長がトップにあります。その下に理事会というものがございまして、さらにその下に専門部会というものがあるという、組織上はこういった形で運営がなされている

ということでございます。ただ、専門部会と申し上げても、その専門部会が主たる運営団体となってその事業あるいは高校との事業を行っているかということ、実際にはそういうところには至っておりません。それぞれ、これまで行われていた吉賀高校からずっと関係者とのいろいろな事業について、それぞれの4つの専門部会に割り振ってやって、そこで必要に応じて関係のある方がそこで協力関係を持って事業を行うというようなつくりでして、こうした状況をさらに発展させてまいりたいというような考え方が私どもございまして、そうした意味での——話が元に戻りますけれども、拡充というような表現させていただきました。そうしたことを取り組んでまいりたいという、こういう考え方を持っておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 69ページの、この空き家対策事業費ですが、私は別にこの今の人口推計なり、来たいという、吉賀町に住みたいという人のニーズ、それを全てこの空き家を活用した事業でという意味ではなくて、そういう人口推計なりができとるんなら、例えば町営住宅なり公営住宅なり、そして空き家なりの中でその空き家が占める引き受ける部分をどの程度にして、その予算を組んで、その空き家の活用をするのが順当じゃないかという質問をしたわけがありますので、全然、これで全部賄えとか何とか言うわけじゃないんで、そこの辺のこの誤解はないようにしていただきたいと思います。要するに、その定住人口なりを受け入れる体制をどうしてつくっていくのかという、広い枠の中でこの空き家対策を考えるべきじゃないかというのを質問したわけでありませう。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えさせていただきます。

あくまでも、この空家再生事業費に計上しているものは空き家情報バンク等に関係するものということで御理解くださいませ。

それで、その他いろいろ手法はあろうかと思えます。やはり総合戦略の中でも移住・定住・来町の支援というのは、非常に大きく掲げて数値目標もしているところでございます。ただ、先ほど申し上げましたのは、この空家再生事業というのは、あくまでも空き家を所有者の皆様が貸していただけるという前提の事業ですので、なかなかここで数字を何人分確保するというのは申し上げにくいということを申し上げたところでございます。ただ、登録については近年数字を申し上げますと、今のこの補助金を使った事業が、2年度が11件、元年度が12件、平成の終わりの30年度が17件ということで、一応10件オーバーで支援ができているということは申し添えておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 予算書は44ページですけども、005の地域おこし協力隊事業というので100万円ですけども、それで参考資料のほう見ましたら、新規でやってこれこれというのは、特記事項というのがついてあるんですけども、いわゆる地域おこし協力隊制度というもの10年ぐらい前から行っているのではないかと思うんですが、今全体的に入ってこられた方は総体的に何人、何十人か、何百人か分かりませんが、現在まで定住しておられる方とか協力隊員の中でもさっきありましたように協力隊の人は吉高の事業などというのもいろいろジャンルはあると思うんですけども、ここの100万円でいえば特化していえば産業課です。そうすると、募集要項のときに要件に職種を限定するのとか、そういうひもつきのことは全くない、ここにとにかく吉賀町へ来て協力隊員してくださいよというような、これは町単独ではない県からもというような同様項があるかと思うんですが、この分に特化していえば何か起業すれば、例えば100万円出しますよということであろうと思うんですけども、ただ、そういうことでは漠然とし過ぎと思うんです。ただ、ここに来て何ができるんかといったら、山とか田んぼとか畑とかぐらいしかないところで挑戦とか言っても、人口がどんどん昔からいけば減ってきているわけですからマーケットはすごく縮小されておるわけです。そうすると、そういうものを相手にするような起業ではなかなか難しいという気もするんです。そうすると、今ある山か川か田んぼかそういうものを利用してふるさと納税でも返ってくるようなものを生み出す、つくり出す、協力するんだというようなことに目を向けて募集して、指導するっちゃおかしい、相手に指導されるかもしれないよ反対に。そういうことも含めて将来的に拡大できるような事業でない、やみくもに県の事業でこうあるからというようなことで事業消化のようなことでは、私は発展性がないというふうに思うんですけども、これは担当課は産業課でございますから、後は町長に聞きたいと思います。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

産業課のほうでいいますと、現在地域おこし協力隊は、山師ということで2名の方、お茶の地域おこし協力隊が1名の方、有機農業推進員ということで1名の方、それから農業公社に配置しております地域おこし協力隊が1名の方がいます。それぞれ目的を持って募集をかけておりました、例えば山師でありますと、山の関連で一緒になって働いてみませんかということで募集をそれぞれかけております。ほかの課もそういったことで募集をかけていると思います。

この100万円につきましては赴任先の地域で起業すると——国の事業なんですけど、終了後1年以内に起業すれば100万円を出して、その地域で定住をして何とか頑張ってくださいというような国の制度でございますので、そういった国の制度も活用しながら何とかこちらの吉賀町

のほうで定住をしていただきたいということで予算計上しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一般質問の答弁のようになりますが、お許してください。

今、産業課長申し上げましたが、地域おこし協力隊というのは、これまあ総務省、国の制度でございまして、当然それを招聘する、いわゆるその受皿——自治体のほうはこれをやっていただきたいという目的を明確にして公募するわけです。ですから無制限に、特に首都圏とかからおいでになれる方がこうした制度に該当するんですが、もうそこを間口を広げてどうぞおいでください、来た方はそれじゃ地域おこし協力隊として認定をしてやりますからということでは決してございません。ですから、これまでも説明しております最近の事業で言いますと森師の研修がまさにそうでした、これ地域おこし協力隊の制度と森林環境譲与税のこの2つの財源を活用して、いわゆる山の林業振興、ひいてはその後継者・担い手を育成をしたいということで3年スパンを1期として、これから令和7年度まで5年間で15人をやっていきますと、こういう制度ですから。そうした明確な目的を開示をして、それに対して地域おこし協力隊を招聘をする、応募をするということですから、その点は御理解をいただきたいと思います。したがって、当然、それに向けて応募をしてこられて試験を受けて採用した、そうした方はやはり志を持って務めていただいているということでございます。

それが3年間が終わって、当然、この地にまた定住をしていただければこの上ないことでございます。数からいうと、お隣の津和野町が随分多いと思いますが、後の定住率でいうと吉賀町決して低くはないです。先般、産業課長にも数値的なものを把握してもらいましたが、定住率は決してほかの自治体から劣るような数字ではございません。それは1人、2人はまたお帰りになられたという、また、お帰りになられても、こちらのほうで経験を積まれたことをもってほかの地で頑張っておられる方もおられますし、決してここで3年間地域おこし協力隊として活躍された活動された、その実績が無駄になったということは私はないと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 私も地域おこし協力隊のことお聞きしたかったんですが、今100万円の計上でございます。特記事項に先ほども言われましたが、上限100万円ということで、お一人上限100万円ということになっておりますが、これ来年度令和4年度に実際起業される予定の方が1名という形で考えればいいのか、それとも一旦、まだ未定だけれど予算計上しておられるのかというところお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 実際、有機農業推進員ということで来られた方が来年度3年目とい

うことで任期が切れますので、100万円1人分の計上をさせていただいております。ただし、国のほうで、コロナの関係で地域おこし協力隊が3年というところを2年間延長しますよという制度もあるというふうにちょっと先日聞いたところございまして、もしその辺の枠が使えるようであれば、本人との面談にもよりますけど、さらに延長ということも今想定をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど出ていましたICカード、参考資料の72ページ、ICカードなんですけど、これは今吉賀高校も通学の支援をされていると思うんですが、こういうところへは使われるのか、それとも高齢者といいますか、移動用の、六日市病院来るからここへどうするかとか、どういうふうにしてそのICカードを町内の利用者に当てはめていくかというのをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御説明いたします。

今回この交通系ICカード導入支援補助金というのは、いわゆる交通事業者——石見交通株式会社に対する設備を新規に整備するための、その費用に関する補助金でございまして、利用者に対する補助金ではございません。ICOCAという交通系ICカードがこれで利用できることとなります。利用者はといいますと、それぞれの方がこのICカードを利用されるのであれば、ICOCAというカードでもよろしいですし、交通系のICカードで非接触で決済ができるということになるということでございます。

今、非接触ということが出ましたが、この背景には今日までの新型コロナウイルスによる影響等もございまして、交通会社がより積極的に導入したいというお考えでございまして、

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） やはり、事業をする上には、利用をして何かメリットがなかったら、そのカードを発行するのは石見交通であっても、それに協力するということが何かそのいるんじゃないんですか。ただ業者がそのカードを発行するからそれ補助金出してくださいと、ほんじゃそれをどういうふうにして町民の皆さんにその利便性を持って利用してもらうかというところまでしっかり考えるべきじゃないかと思うんです。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在、吉賀町内でそのIC系カードを利用されている方が何人いるかは分かりませんが、世の流れであります非接触による現金を使わない支払いができるということは本人様、小銭とかの管理も不要でございますし、今まではバスの運賃箱の中に入れていたも

のが、何も操作せずに置くだけで決済ができるということは非常にメリットになろうかと思えます。今の交通系のＩＣカードで、例えばほかの決済もできるわけですから、やはりなかなか今吉賀町内において高齢者の方がすごく利用されているかどうかというのは把握しておりませんが、いずれそういうことになってくるというのを推進するためにも、町として補助金において支援したいという考えで計上させていただきました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今もう現実に石見交通はバスカードというカードを発行されておまして、そういうところも今の通学のところに使用できないかとかいろいろと欲していたんですが、そういうのも踏まえてやはり利用をちゃんと目的を持ってやるべきじゃないかと思えます。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 補足としてお答えいたします。

今のバスカードにつきましては、交通系ＩＣカードが整えば廃止となるということで聞いております。背景には、もうこういう非接触のＩＣカードが普及したことにより、カード自体を作る会社が経費的にも追いつかないということもあるというふうに説明を受けております。

利用者にどういう利便性と言われれば、今のバスカードを配る配らないとかいろいろ高校生への支援はあろうかと思えますが、それはまたちょっと別の段階で考えさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） かなり質疑も出ましたので、次のほうへ移りたいと思えます。

それでは、質疑についてはページ52から72の民生費及び衛生費のほうへ移ります。

質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 資料のページで79ページ、社会福祉総務費で新規で重層的支援体制整備事業への移行準備事業委託料としてあります。これは、例えばいきいきまちづくり計画などで生活支援体制整備とかいうようなこともあります。そういうものとの関連、それから、今福祉関係でいろんな会議が幾つも設置されたりしているので、ちょっと分かりづらいので、まず、このなぜ重層的支援体制整備かということについてお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 重層的な生活支援整備体制の部分についての御質問でございます。こちらにつきましては、資料79ページのほうに300万円ほど計上させていただいておるものでございます。

基本的に、様々な社会福祉法等のそれぞれ各法律に基づいて、これまでこと具体の支援、例え

ば高齢者に対する支援、あるいは障がい者に対する部分、児童福祉に対するところというようなところを個別に対応してまいっておる状況でございますけれども、まず、そういった制度的なところのはざまにある部分、そういった方々への支援というのも課題でございました。

そういったところを支援していく中で、いわゆる包括的な支援というところを、これまで町といたしましても実施をしてまいったところでございますけれども、個々のケースの中には、例えば1つの家庭の中に高齢者の問題を抱えることと併せて障がい者の問題、あるいは児童福祉、虐待の問題等々、様々な重層的な支援が必要な状況が全国的に非常に多く見られるというようなことが起こってまいりました。

そういった部分に対しまして、国のほうといたしまして、今後こういった重層的支援、こちらのほうに対応できるように社会福祉法等の改正がなされ、それに基づきまして、それぞれの市町村において、そういった重層的な支援が必要なケースに対応できるような体制を整えるようにという方針等に基づきまして、今回、令和5年度より本格的にこの体制が実施できるよう、移行のほうを準備をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議員御指摘ございました、これまで様々な取り組みのほうを、こと個別にやってまいりましたけれども、こういった体制ができることによって、それぞれこれまで実施をしてまいりました個別の部分につきまして、あるいは様々な会議等々につきましては、集約が可能なものについては集約化を図っていきながら、事業等につきましても集約化を図っていきながら、重層的な支援が町内で実施できるよう進めてまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、続きまして資料の81ページ、男女共同参画推進事業費で、男女共同参画計画策定委員12名ということで委員の報酬等上がっております。今度第3次ということになるんですが、今、国のほうでもジェンダー平等というようなことについても積極的に発信をされつつあります。

その中で、単純に人と人の割合が差がないようにとかいうことと併せて、賃金格差の問題、そういうことも今取り沙汰されておりますので、そういう格差の是正とか、それから、これまでもありましたけども、意思決定機関での一方の性に偏らないということも第2次のときも言われているんですが、もう少し、指標として明確にどのくらいにするとかいうものを、この計画の中では打ち出される方向で検討をされるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

令和4年度に第3次の男女共同参画計画を作成するというところでございますけども、先ほど議

員が仰せのとおり、今回、第3次につきましては、まだ事務局案ということでございますけども、一つの柱としまして、ジェンダーギャップの解消、その部分を強く出したいというふうに今考えております。

先ほど御質問に賃金等々のお話もありましたけども、そういったところも今後、この策定委員の皆さんといろいろ協議しながら決めていきたいとは考えております。

それから、各種協議会であったり委員会であったりというところ、意思決定機関においても、なかなかその目標の男女比とかが達成できていないというところがございます。

クオータ制の導入とかまで踏み込んだ議論ができるかどうかというのはございますけども、やはり、ジェンダーギャップを解消して、男性も女性も対等な立場でいろんなところで議論ができる、そういったまちづくりが重要だと考えておりますので、今回の3次の計画につきましては、そういう方向で進めていきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 続きまして、参考資料の82ページ、新規で出ている分の中核機関運營業務委託料ということで出ております。

これは2月8日の全協の資料で、これは19ページのほうでも出されていますけども、この中核機関の責任ある役職というか、町と社会福祉協議会とで構成をされることになるんですけども、最終的にやることに対しての責任をどこがきちっと持つのか、どういう仕組みになっているのかということについてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 中核機関の設置についての御質問でございます。その辺について御説明させていただきたいと思っております。

中核機関、こちらのほうにつきましては、成年後見制度の利用促進を一層推進していくために、その中核的な機能を担うものということで設置をさせていただくものでございます。

想定される業務といたしましては、いわゆる成年後見制度の広報に関する部分、それから、具体的な相談に対応していく部分、それから、利用促進を図っていく部分、それから、実際の後見人さんのほうを支援していくようなところ、それから、不正防止等々に対応していくというようなところを担っていくということでございます。

中身については非常に専門性が伴うものでございますので、町のほうにそういった専門職がございませんので、そういったところで社会福祉士等を十分確保しております社会福祉協議会のほうに、その内容の一部について委託をさせていただき、双方で実施をしてまいるといような考えでおるところでございます。

その部分につきましてはの様々なところでの最終的な責任というところにつきましては、やはり

設置の主体といたしましては町ということになると思いますので、町が担ってまいるというふう  
に考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 67ページなんですけど、002で一般不妊治療費助成ということ  
で金額が僅かなんですが、これは不妊治療に高額なお金がかかるということで、少しではあるが  
助成をするということだったと思うんですが。

この4月からこの不妊治療につきましては保険扱いになるということが決まっておりますが、  
ただ、回数とか年齢に制限はありますが、一応国保扱いということになるんですが、保険扱いに  
なっても町の助成事業は続けられるのか、そこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えいたします。

不妊治療に対する助成の継続は、保険適用になる分はどうかということですが、  
基本的に、これまで町のほうで助成をしておりましたのが、保険適用に係る部分の自己負担分  
についての助成ということで制度を創設してまいりました。

今回、その保険適用になる不妊治療の部分が拡大をされましたので、そちらのほうも含めて自  
己負担分については、これまでの制度を継続して実施をしてみたいというふうにご考えてお  
るところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 資料でお聞きをいたします。102ページ、地域医療対策費の地  
域医療確保緊急対策事業補助金、これまで続けられている分ではありますが、このうちの不採算  
地区公的病院で1億6,112万円というふうになっております。これの算定の根拠、特にベッ  
ド数の関係を含めてお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 不採算地区に対する1億6,112万円のところということ  
でございます。こちらにつきましては、いわゆる地域医療を担う社会医療法人のほうに、特別交付  
税を財源として支給させていただくものでございます。

こちらの算定根拠につきましては、1ベッド数幾らという基準の単価がございまして、そちら  
のほうを該当します病床数に乘じさせていただきまして出てまいりますのが、こちらの金額とい  
うことになってございまして、こちらのベッド数につきましては現行の110床、こちらのほうを  
基準にして、令和4年度については算定をさせていただいておるところでございます。

今後、ベッド数の削減等々が実施されてきた場合においては、この部分が、そのベッド数に応  
じて変動してまいるというふうにご考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 参考資料の98ページで、放課後児童対策事業費がかなり平成30年から増えているんですが、指導員さんの処遇の改善とか図られて上がってきとると思うんですが、児童の人数といいますか、そういうのがどういうふうに推移してきているかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 資料が下のほうにあるらしいので、5分間休憩します。

午前11時22分休憩

.....

午前11時31分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

民生費及び衛生費に移って質疑中です。答弁残りを永田課長からしてもらいます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 大変失礼いたしました。放課後児童クラブの登録児童数、こちらのほうにつきましては、先般、条例改正のところで説明させていただきました。定員のほうを増やさせていただいております。利用数については、現在増加をしておる状況でございます。

令和3年度の基本的に利用を希望されておられます登録者の方々、こちらのほうについては170人全体でおられる中で、令和4年度にはそれよりも増加するというところで、まだ現段階のどこなんですけど、175人の方が登録を希望されておられるという状況でございます。

先般説明のほうをさせていただきましたが、合併後に最大の出生数となりました年代の児童さんも今後入所が見込まれるというようなところから、定数のほうを増やしておるところでございます。

なお、それに伴って予算額のほうも増額しておる状況でございますけれども、こちらにつきましては、いわゆる直営の部分では対応できないところを、町内にあります法人保育所のほうに委託をして実施をしております。

令和4年度につきましては、この部分を、かきのき保育所のほうにも拡大してまいりたいというふうに考えておるところでございます、その部分に伴う委託料のほうが増加をしておりますので、予算的にはこのような状況となっておりますというところでございます。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 予算書の66なんですが、説明書は102ページ、医療対策専門員というところなんですけども、当初は任用職員を1名と庁内職員を2名、3名ということを知っておったと思うんですが、2名にされた、1名増員された理由、そういうのは主な理由というの

はどういうことが上げられるのかということと。

やはり今、今日は3月17日ですから、4月1日スタートということになれば、町の職員の2名と任用職員新たな2名は確定しておられると思うんです。そういったことは、氏名の公表並びに議会に紹介ぐらいしてほしいなという気持ちがあるんですが、その辺のところはどういうふうに考えておられるのかなという気がしますので。

いろんなものをこっちが用意して、間借りをして家賃5万円月々払うんでしょ。そういうふうにして1部屋頂いてスタートするわけですから、ぴしゃっとしたものができておるとは思うんです。予算をつくるのは簡単なことでしょうか、人員のほうがちとされているところがあると思いますので、その辺のところをきちと明確にしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。最初のいわゆる配置する職員、正規職員の部分と、あとは会計年度任用職員というようなところで、当初想定していたものと現在の違いというようなところはこういったところから来ているのかというような御質問だというふうに思っております。

当初は、先般、11月22日の全員協議会のところについては、具体的な人数のほうは申し上げておりませんでした。

あの当時は医療対策室というふうに申し上げておりましたけれども、医療対策室に従事する正規職員の部分の数名と、それから、あの当時、会計年度任用職員の制度しかございませんでしたので、その範囲内で想定をしておまして、その部分で数名が必要であろうというような認識をしておったところでございます。

その後、具体的に設置するのは医療対策課がふさわしいというようなところ、あと、対応する業務につきましては、医療行政全般というようなところになってくるようなところ、それから、あと病院のほうに派遣をして任期付で対応をしていく職員が必要だというようなところがございます。今回、条例のほうを上程させていただいております任期付採用の職員制度、こちらのほうを新たに設けて、いわゆる期限付で、会計年度任用の場合は、どうしても従事する日数等々に制限等々がございますので、そういった部分に対応するためにも、新たな任期付採用職員制度というのが必要になったというようなところでございます。

そういったもろもろの部分を検討させていただきました結果、今後、4月以降のところから対応していくには、いわゆる医療対策課ということでございますので、管理職1名と、それと町の正規職員1名、それから、具体的に、これまでの病院経営等々に精査をした人物というようなところで、先ほど言った従事日数等々の制約のない部分の職員が2名必要だというようなところで任期付職員2名、それと、その他関連します公設民営化に向けた準備等々対応するもろもろの

ものが想定をされますので、会計年度任用職員2名が必要であろうというような状況から、現在そのような状況で対応、準備等々を行っているということでございます。

また、場所等につきましても今、病院のほうと協議を重ねておりまして、具体の室等が決まれば4月1日の設置に向けて進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

あと、その他の、いわゆる議会の皆様方へのアナウンス等々の部分につきましては、町長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今日が3月の17日で、医療対策課を設置を予定しておりますのは4月1日ということで、医療対策課の設置に向けての私の決意というのは、先般、一般質問で1番議員のところでも私の思いなりも答弁させていただいたとおりでございますが、今、議会中ですが、少しずついいですか、スピード感を持って今準備をしているところでございます。

配置職員の名前の公表というようなこともございました。（ラクサク）ではございませんが、できない事情があります。課の設置条例と任期付の条例が可決をされていない。いわゆる担保を頂いていないわけですから、その前段で我々が今考えている持ち物を公表することは、これはできません。

ですから、明日が最終日でございますが、そうしたものが、もろもろの事務手続が終わって、そのような環境が整えば、今回の医療対策課の話がございまして、それでなくて、管理職の定年退職といいですか、退職があったり、ほかの人事案件もありますので、それと含めての人事異動、4月1日の定期異動になりますので、毎年3月の定例会が閉会した後に、4月1日の内示等も行っているような慣例がございまして、そのタイミングでというふうに思っております。

ですから、そうしたことで職員に内示が終われば記者発表もいたしますし、そういたしますと新聞にも出ようかと思えます。

もちろん議会が閉会しておりますので、この議場でそうしたことを公表するということは、御紹介するというのはちょっとスケジュール的にできませんが、そうしたメディアを通じた形での公表はさせていただきますし、場合によっては議会事務局長のほうにもその内示の内容は公表するわけでございますので、等しくですね、そちらのほうから情報を入手していただくすべはあろうかと思えますので、その点はどうか御理解を頂きたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 今朝、議運のほうで、追加議案ということを知ったわけですけども、大体こういうことを、公のものを議を経てやるというときには、条例を制定せないけんという事は事前に分かっていることだと思うんです。今日になって今期のことができないというようなことで、私は、業務ミスというか、（ ）だというふうに感じるわけなんです。

その辺のそこはどういうふうに捉えておられるのか、その重要性というか、多額のお金のかかる費用、人員もたくさん要するという事になればですね。これがもっと事前に条例が設定してきて、きちっとできておったら今日でも明日でも公表はできたわけでしょ。そういうことがなぜ今日になって、昨日になって発覚したのかなというようなのを思うんですけど、担当課、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、議運のほうで云々というのは、多分、明日上程をさせていただく予定の派遣法の関係だと思えますが、これも決して事務を怠っておったわけではなくて、吉賀町といまして初めて、いわゆる町の職員をほかの団体へ、行政以外の団体へ派遣をするということが初めての経験ということもございます。

ですから、そうしたところが気がつくのが遅かったというのは、これは包み隠さず申し上げますが、そうしたところがあつたということでございます。

それは追加で上程をさせていただくという予定ではございますが、いずれにしましても、それも含めて、さっき言いました課の設置条例、いわゆる機構改革の一部改正と、それから任期付職員のその条例も明日でないと最終的な議決を頂けないということでございますので、いずれにしましても、申し上げましたように人事異動の内示もそれが終わってからと、ですから、今回の医療対策課の職員の配置についても、その後ということになるということについては御理解を頂きたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） さっきの質問の関連ですが、1名を2名に増やした任用職員、私は、職員の異動は、それはここで公表しなくても結構だと思います。

ですが、最初1名の方を説得して、御理解を頂いて承認を頂いたと思うんです。その後2人目の方も多分、承認というか、了解を頂いておるので、この2名というのが出てきたと思うんですけど、私は、この課の設置条例がまだ可決されていないから、ここで公表されないというのは、少し、法的に言えばそうなんかも分かりませんが、詭弁にすぎないんじゃないかと思うわけです。

もし、この議案がこういうことで否決された場合は、相手の方に対してどうされますか。やはりここはきちっとした話し合いをして、理解を頂いた上で物事を進めたほうが正当なやり方じゃないかと思うんですけど、違うんでしょうか。

こっちがぜひ聞きたいわけじゃないですよ、その方の経歴なり氏名を。しかし、やり方としたら、こういう人選をしたから御理解をいただきたいというのが、それは執行部のほうの姿勢じゃないかと思うんですけど、違うんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） まず1名、病院に派遣する方が1名というようなところと、あと、その部分が2名になったというところについて説明をさせていただきますと、そもそも今回、いわゆる病院の内部的な支援を行う中で、町のほうとして必要なのは、数名の職員が病院の事務部のほうに派遣をさせていただきますと、1名ではなく複数名の体制で支援をさせていただこうというような計画を持っておったところでございます。

その部分をもって理事長のほうと協議をさせていただいたところ、まずは1名の派遣については御理解を頂いたというところですが、実際に具体的に複数を派遣する中で、こういった体制でしていくのがベストなのかというようなところにつきましては、当初派遣をさせていただいた1名の方と協議をさせていただく中では、こういう体制でやりましょうということが確定してから派遣をしてもらいたいというような御回答があったところでございます。

そういったところでまた、こういう体制でやりましょうというようなところにして、それを実施していく場合には、年度途中でのそういった派遣というようなところは非常に厳しいものがあるというふうに考えておるところでございます。そういった協議が整い次第、直ちに病院の内部に町の任期付採用職員を派遣ができるように確保していくということで、そういったところからいろいろと検討をさせていただきますと、現在、任期付採用職員2名を確保して、最初の1名といつでも派遣ができるような体制を4月1日以降取っていきこうということで、今回関連する条例、予算等々を上程をさせていただいております。

その部分の経緯については、そういったところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） いやいや、その1名が2名になった経緯を聞いておるわけじゃありません。町長が言われた条例が可決しないから、その2名の方の公表はできないという答弁だったと思うんですけど、お互いの信頼関係の中でこの議会を運営していく中で、あるときはきちっとしたことでやろうとするし、はっきり言って、公表してはならない理由が全く理解できません。

ここはお互いオープンにして、議会の理解を得るのが普通じゃないかと思うんですけど、そういう意味で質問したわけでありまして、1名が2名になった経緯なんかは、それはそれで、最初のもくろみが違ったからそうなったんでしょうから、それは結構なんですけど、公表できない理由を、まだ議案が通っていないからという理由にはしてほしくないということでもあります。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私の言い方が悪いのかよく分かりませんが、任期付採用職員の名前をこの段階で公表できるのであれば、医療対策課へ置くそこの課長も職員も公表できるはずなんです。

ただ、それが今この段階でできないというのは、もう1回言いますが、課の設置条例の一部改正で医療対策課を機構改革で組織再編をしてもいいという議会のお墨付きがあって、その次の段階で職員に内示をしてやると。ですから、任期付採用職員も、その条例でそうした制度が議会でお墨付きを頂いたという前提でないと、そうした職員を発令できないという、我々行政のほうとしてはそういうふうに認識しております。

それ以外のことは私も申し上げられませんが、私は、物事の順番といいますか、組立てはそういうふうに理解しております。

以上でございます。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 先ほども出ましたが、98ページの放課後児童クラブのことで、受入先も増やして子どもさんのきちとした指導ができるというのは大変結構なことだと思います。

それと、各保育所にこうやって委託するというのも、保育所の運営にもプラスになると思いますので、これはこれで結構なことだと思いますけど、小学校も保育園もですけど、学習指導ができる職員の配置ができていくかどうかというのをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えさせていただきます。

放課後児童クラブに限った部分でしか私のほうからはお答えはできないんですけども、今現在、支援員等々町で確保しておりますけども、中には教員免許等々をお持ちの支援員さんもおられます。

それが果たして全員かといいますと、そうではございませんので、全ての放課後児童クラブのほうで、そういった学習指導の体制が整っているかといいますと、そういった対応はできていないというようなところが現状でございます。

○議長（安永 友行君） まだあるかとは思いますが、今日の最終盤で全般的な質疑はするようにしますので、民生費及び衛生費については、ここで一旦置いて、午後、労働費及び農林水産業費に移ります。

ここで昼休み休憩にします。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

3番目になりますが、労働費及び農林水産業費、ページ72から85の質疑に移ります。質疑

を許します。

失礼、ここで先般の質疑等での答弁残しと、また、全協での答弁保留もありますので、目3の農業振興費、また関連して全協の答弁保留もありますので、堀田産業課長の発言を許します。堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 失礼します。最初にお時間頂きまして、2月25日の全員協議会で事業説明した際に、いろいろ御質問のあったことに対する回答と補足説明をさせていただきます。

まず、予算書なんですけど、76ページ、有機農業振興費、上から8行目の有機農業推進協議会運営資金貸付金について事業説明した際に、町内で有機農業をしている人は何名かといったような御質問があったかと思います。2020年の農林業センサスのデータがございまして、吉賀町内に農家が459経営体ございます。この経営体というのは、30アール以上の農家を言いますので、実際の農家数とは違うわけなんですけど、そのうちの有機農業をされている方が78経営体です。割合にしますと17%になりますので回答させていただきます。

それから、有機農業をされている方の平均年齢はという御質問もあったかと思います。環境保全型農業のうち、有機農業の取り組みをされている方が22名いらっしゃるという説明をさせていただきましたけど、平均年齢は54歳でございましたので回答をさせていただきます。

それから、補足説明といたしまして、予算書で言いますと75ページの下から10行目、農産物物流強化事業補助金の説明の際には、対象者のところの説明で、農産物等多品目の取扱いがあって、出荷者20名以上の町内に事業所を置く法人・団体ということで申し上げましたけど、その後、JAさんとか、いろいろデータをもらいながら検討しましたが、ある程度、年間に野菜を売り上げる方が集まらないといけないということで、いろいろデータを集めますと、実はあまりいないんじゃないかということが分かりまして、とりあえず目標は20名以上ということですが、最初は10名以上から事業をスタートしたいということで想定していますので、あわせて補足説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、質疑に移ります。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書の75ページで農業振興総務費のうちの75ページの上から8番目、調査分析委託料として農業振興計画策定支援業務ということで資料のほうで言われておりますが、この策定支援なんですけども、実際にはどういう中身の仕事をされるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 今、農業をいろいろ振興する上で基本となる計画が、実はなくて、そういったビジョンを一回作成して、吉賀町としてはどうするべきかというのをしっかり計画を

つくった上で、いろいろ今後の農業振興をしたいと考えておまして、なかなか職員でやるには高度なこともございましたりする関係で、アンケートをとったりとか広く町民の意見を聞きたいということもございまして、業者に委託をしてそういった基本計画を作成したいということで、今考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 予算書の80ページです。それから資料の131ページですが、007の農村地域防災減災事業というところで2,489万5,000円の予算がついております。資料のほうで131ページのほうですが、継続ということで久保田用水路改良工事というのが151万6,000円の予算立てがしてあります。これは、一昨年、私も一般質問で、あの水路が通学路で、子どもさんが朝夕、大雨時に大変だということで質問させていただいたことがあります。あそこは通学路なんで早急にやりたいということで、現在、私も先日、現場のほうを見に行ってみました、工事区間が二、三十メートル、ほとんど短い区間なんです、地元の方ももう3月なんであれで終わりでしょうというようなお話をされておりました。

私、思うのに、今年度はそれなんです、また、令和4年度もここに151万6,000円の予算がついとるわけですが、おとしの質問のときも、早急にやりたいというお話がございましたけど、あの20メートル、30メートルぐらいの工事区間では、なかなかちが明かんのじゃなかろうかというふうに思います。この151万6,000円が、この久保田の用水路というのが、ずっと奥からここまで、役場のところまで来ておると思うんですが、それを全体で言えば、どこの部分かちゅうのは、私も分かりませんが、私が思うのは、その通学路ですか、そのことを、この予算に上げておるのか、また、いやそうじゃないよ、まだこっちに用排水路があるからこっちだよということがあるかもしれませんが、私が言いたいのは、通学路を早めに改修していただきたい。朝です、私も朝6時頃でしたか、大雨の時にいくと、お話ししましたが、六日市小学校の教頭先生が朝6時に、また7時頃に生徒をまた迎えに行くというようなことを、朝早くから、女性でしたけど、大変苦勞されておりますので、できるだけ早い機会に改良事業をしてあげたらいいんじゃないかと思ひまして、この予算を見て、きっと少な過ぎるんじゃないかと思ひよることですが、その辺のことを建設課のほうから、ひとつ御説明していただけたらと思ひますが、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

議員のおっしゃいますとおりに、ここに上がっております151万6,000円、久保田用水路改良工事につきましては、今、通学路になっておりますところの部分の水路の改修ということ

になります。

通学路点検のところで、議員もおっしゃいましたけれども、通学路点検のところで水が溢れて危険であるということで御指摘をいただいた部分でございまして、この部分を改修していくというものでございます。

改修をしていきますと止まるんですけど、そうすると今度は次のところが溢れてまいりまして、結局、指摘をされたところが、言うてみれば噴いといったのでありますが、冠水しとったので下の方には影響がなかったと言えれば影響なかった。けど、直しますと、今度は次へ次へと下がってまいりますので、そういった部分については、手当てをしていかないといけないということで、下がった部分についても、やはり拡張と言いましょるか、水路の拡大が必要だろうということで計上させてもらったものでございます。

ですから、全体の部分に当たるところを計画しとるところではございませんが、基本的には、洪水等が予測される場合におきましては、やはり水利権者さんの水の管理というものも非常に重要になってこようかというふうに思っておりますので、やはり緊急的に回避しなければいけない部分については、こうして手当てをし、また、水利権者さんによって、水の取水等のコントロールについても、今後は話をさせていただきながら、いろんところで町としても関わっていければと思っておりますので、そういったところを今後話をしていきたいなというふうに思っています。

なかなか水を止めることができないというのも、こちら事情は分かっておりますし、そういう中では、やはりこの頃、水の量がやっぱり多くなってまいりましたので、豪雨のときの水の出方が多くなってまいりましたので、やはりそういったところの話し合いも必要かな、そして役割分担も必要かなという気がしておりますので、そういったところも併せて対策をしていきたいというふうに考えておるところであります。

それから、ここでは出てきませんが、通学路の点検のときには、反対側の田んぼの高さがあるもんですから、ここのほうが危険だというところがございましたので、これにつきましては、この転落防止柵等を手当てをしていくという作業も4年度でしていくというふうに考えておりますので、これについても御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 関連質問ですが、樋口地区の用水路改良工事というのがありますが、この内容は前、火事があったとき、用水路を利用して水が取りやすいようにするという、それとは別ですかいね、ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

樋口地区の、消防の時の取水のためのということがございましたけれども、その分とは関連ございません。

これにつきましては、12月の補正のところだったと思いますけれども、井戸を替えて、取水の水が無駄にならないようにという、そういう手当てをしていきたいと思います、そういう業務の設計をさせていただきたいというお話があって、その分の実施部分に係ってくる分というふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 75ページの上から何列ですね、不動産賃借料というのが171万2,000円、アンテナショップの使用料賃借料が、その171万2,000円で上がっておりますが、昨年の資料を見ますと、昨年は410万8,000円が賃借料で上がっておるんですが、約3分の1に賃借料が下がっているんですが、この理由と、それと、このアンテナショップの不動産契約ですね、今何年間の使用で、今何年目かをお聞きします。すいません、資料は121ページです。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

不動産賃借料ということですが、アンテナショップは町が見るのは3年間ということでしたので、8月までの賃借料を計上させていただいております関係上で171万2,000円ということ計上させていただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 資料のほうでお聞きします。資料の126ページで、ふれあい会館の管理費として、新規でBEMS管理業務等作業委託料というふうになっていますが、作業委託料の作業の中身についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えをさせていただきます。

ふれあい会館も3年度で改修をしまして、電気料とか空調と照明を交換をしております。それから、太陽光発電、蓄電池のほうで蓄電をいたしますが、その蓄電する電力とか、LED照明の使用料とかの情報収集をするというものでございまして、実際の作業をするかということはあるんですが、使用状況を通信をして会社のほうで情報を受け取る、現場のほうでも情報については、情報を備蓄といいますか、しながら、どれぐらい省エネできているのかということについて委託するものでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） その業務が、会社のほうに委託しなくても、いわゆる情報端末を、例えば地域振興室内のところで置いて、間、間で監視をするとかというようなシステムにはできるんですか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） データ自体は、ふれあい会館の事務室内のほうにとることもできますが、その分析に係るものについては委託をするということで、3年間だったと思いますけども、長期的にどういう推移で動いていくのかという分析のほうを委託をしてお願いをするというものになりまして、振興室のほうにデータも受け取ることは可能でございますが、分析については振興室のほうでは、ちょっとできかねるかと思ひまして、その内容についての委託ということで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の件でお聞きするんですが、分析をしなければならないような、そもそものシステムなのか、いわゆる積算しながら、どのシステムでどれだけ電力、まず発電のほうもありますし、使ったかということも、基本的に積算されるものだと思います。そういうことを別の会社でやらなきゃいけないようなシステムになってしまっているのは、ちょっと不思議なことと、それと今言われたように3年間の推移ということで、これらについては、この事業の制度的に報告の義務があるということでもいいのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えいたします。

こちら、3年度において環境省のほうの補助金を頂いてやっております。その補助金の内容に基づいて行っております、3社で3年度に工事のほうをやっておりますが、その中のその情報収集に対する会社のほう、3年度も同じように委託をしておりますが、それは引き続き委託ということになっております。

○議長（安永 友行君） 関連で企画課長のほうから発言を求められております。深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 関連ということでお答えさせていただきます。

2年度から3年度にかけまして、健康増進施設ゆ・ら・らのほうを、環境省の補助事業を頂いて改修を行っております。

まず、今振興室長も申し上げましたが、補助の採択要件で、3年間電気料金の把握をするということがまず1つと、あと高効率化を目指すということになっております。いわゆる、「BEMS」といいますのは、データを集めた上で、今度は具体的にどう運用すれば省エネにつながるのかということを検証する必要があります。

ゆ・ら・らを例えて申し上げますと、例えば、LEDの照明を100%にするか、50%にするか、30%にするか、なおかつその時間をどうしていくかによって高効率をより目指していこうという、こういう分析は、どうしても必要となります。エアコンの温度も何度に設定するのが一番効率的か、一遍に全部動かすのが効率的なのか、部分的に動かすのが効率的なのか、そういう検証を全てやっていただきますので、ちょっと我々のところでは、その分析はできませんので、委託するという事で今、委託料を計上しておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 83ページ、林業振興施設管理費の解体撤去工事費ですね。これは、菌床関連のハウスの解体ということですが、17棟、1棟当たり150万円近くかかるわけですが、それで、これは解体と処分も含めてでしょうか。

それとあわせて、ほかの鉄骨の構造の建物、いろいろまだ施設が残っていますが、そのことについて、今後はどういうふうな予定をされているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 議員おっしゃるとおりに、培養ハウスが17棟ございまして、その解体撤去工事費ということで計上させていただいております。ビニールハウスの関係で、公共単価がないということで見積りをいただいて予算計上していますけど、今のコロナの関係で資材はかなり高騰しておりまして、ハウス、骨組みが欲しいという方も何件か問い合わせをいただいております。解体した後には、14棟が、きれいなハウスということで、今見積もっておりますけど、公売にかけまして、買えるものは買っていただいた後に、残ったものは処分したいということで計画をしております。

それからほかの菌床工場とか、そういったもろもろの建物は、補助金を使って建てて、まだ償却が残ってしまっていて、ほかに今、転用ができないということもございまして、今、国とほかに転用ができるように折衝しておりまして、おおむね了解をいただいておりますので、例えば、集出荷センターにつきましては、今、菌床シイタケに限っての集出荷センターとなっておりますけど、農林水産物を扱う集出荷センターとして活用できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） その解体撤去工事ですが、これ私は、地元の解体関連の業者に出していただきたいと思っております。

それと今の堆肥工場ですね、それなんかも、まだまだ本当は堆肥が、菌床が生産しなくなっても、まだ菌床の残った菌床かすもあるわけでしょうから、堆肥をという活用は少しでも残すべき

だと、また、そうした別の堆肥、今はし尿処理の、昔、堆肥にするという話がありましたですが、今それはなくなっただけですが、そうした堆肥をもっと有効的に使えるような感じで残すべきだと思っておりますが、その点、ちょっとお願いします。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

堆肥工場につきましては、現在もキノコ生産組合のほうで廃菌床を堆肥化するというところで使用しております。今後も、堆肥場として残すようなことで原課としては考えています。

以上です。（発言する者あり）培養ハウスにつきましては地元で発注したいというふうに考えております。失礼しました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 予算書の85ページなんですけど、参考資料では138ページですね。旧高尻保育所施設の光熱費ということで上がっているんですけど、前、入ってきたIT関係か何か……

○議長（安永 友行君） 1番議員、商工費じゃないかね。

○議員（1番 桜下 善博君） 85ページまでだったんじゃないか……（発言する者あり）そうか。すいません、ページは一緒だが、違うたかね。すいません、後にします。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） さっきの資料で言いますと134ページ、林業振興施設管理費で、関連でお聞きします。

解体した後に、14棟を競売にかけるということですので、それはそれとして当然のことと思いますが、今ハウスが建ててある土地ですよ、これは多分、私有地になると思うんですけど、どういう状態で返されるものか、田んぼでしたので、そこに砂利とかいろいろな物を入れて菌床ハウスとして使えるようにしとるわけですけど、その辺のところを少しお聞きしたいと思います。

それと、きのこ組合が集出荷センターを、今、借りて使っておるといって、ここに電気代が出ていますので、そういう方式になっていると思うんですけど、今の菌床で、支援をしとるとはいえ、決してきのこ組合が望んだ形で今のような格好になったわけじゃないわけでありまして、私はやっぱり指定管理者制度を入れて、きちっと管理料を払って、あそこの集出荷センターも管理してもらって、今、たしか7戸の農家の方が菌床に取り組んでいると聞いていますけど、それ、正確かどうか分かりませんが、何人かの方が主に冬の副収入として、この事業に、菌床に、自分たちで取り組んでいるわけですよ。

そこでやっぱりこの施設を町の持ち物ですので、むしろ指定管理者制度を導入して、生産者を

少しでも負担を少なくするような方法をとるべきだと思いますけど、産業課として、その辺のところをどう考えておられるかお聞きしておきたいと思います。とりあえず、それをお願いします。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

まず、培養ハウスが建ててある土地の関係です。2名の方と、今契約をしております。契約上は、原形復旧ということで田んぼにして返すという約束になってはいますが、地権者さんとの話では、今いろいろ協議をしていますけど、田んぼにして返していただいても、もう田んぼをつくらんというような話を伺っていますので、一部コンクリート敷等もございまして、きれいに整地をして返すようなことで、こちらとしては考えております。

それから、きのこ組合の話が出ました。集出荷センターにおきましては、今、菌床シイタケの集出荷センターということで使用が制限されておりますけど、林野庁との協議で、農林水産物における集出荷センターに用途変更してもいいよということで内示を頂いていますので、指定管理制度を活用して、審査会等もございまして、そういったところにかけて、予定では9月議会に何らかの形でお伝えできればというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ただいまのところに関連してお聞きをいたします。

先ほどの答弁でも、17棟のうち14棟は材料について公売にかけるということで、あと残り3棟のほうは、それに耐えられないんだろうということなんですが、今のパイプ等の材料を鉄くずとして売却されることになると思いますけども、それは売却の手続き等については、町のほうでするのか、業者さんのほうでするのか、どういう形になっているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 今ちょっと検討しております。入札で取られた業者が売って、有価償却として、その分契約を減額するかとか、あるいは町としてやるかというのは、ちょっと今、どちらがいいかというのは検討しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 資料で132ページの鳥獣被害対策費ですが、鳥獣専門員を1名追加するということでしたが、業務として、ここに書いてあるようなことに取り組むんでしようけど、特別、前任者と変わった業務に取り組むというようなことは想定しておられるんでしょうか、お聞きしておきたいと思います。

といいますのが、美郷町の「山くじらブランド推進課」というのが、このたび「美郷バレー課」

という課の変更をしています。産学官民のこの有機的なつながりをもって、ただ単に鳥獣被害を減らして鳥獣を捕獲するという枠から、麻布大学とかいろんなところで総合的な取り組みをしています。そういうことも視野に入れた増員なのかどうかということをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

今の段階では、今、1人鳥獣専門員がいますけど、同じような活動をしてもらいたいというふうに思っております。昨年もクマの錯誤捕獲が70頭近くございまして、土日にかかわらず現場に出たりして、かなり担当者にも負担がかかっているのです、その負担軽減のためにももう一人、1名増加ということで考えておりますが。

イノシシも貴重な資源というのは私も認識しておりますので、そういった肉がうまく活用できないとかいったような構想も持っておりますけど、具体的には、ちょっとまだ言えませんが、そういったことで今後も進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、次に移ります。

次の商工費及び土木費、ページにして85から94の質疑を行います。ありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 資料の138ページの継続のところで、高尻保育所の光熱費が、わずかではありますが上がっておりますが、ここは事業者が撤退をしたと思っておりますが、撤退後も光熱費はかかるのでしょうか、そこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

光熱水費といたしまして、2万6,000円計上しております。これは光熱水費という名称はついておりますが、全額水道料でございます。水道料の場合は、メーターがついている限りは基本使用料を払うということになっておりますので、その分を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 予算書の86ページになります。住宅改修支援事業補助金というところで900万円上げておられます。この補助金に関して、一昨年は500万円が補正で上げておられたと思いますが、昨年もこの900万円、同額の金額でありましたが、秋口には、もう

全部使い切ったような状態で、その後、補正等々はなかったように覚えております。

この事業に関して、建築推進協議会という団体がかかわるところではありますが、補助金自体、直接町民の方に下りる補助金になっております。これ大変、秋口に全部予算消化してしまうというぐらい、町にとってはとても経済活動のほう、そして、町民の住宅環境整備にすごい起因している、とてもよい補助金だと考えております。

今回、昨年と同じ同様の金額というのが安いのではないかなと思うのととも、その執行状況を見ながら補正等を組んでいただけるようなことをお考えかどうかお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

この事業は、平成21年度からの事業でございます、当初、かなりの方が利用されておりました。

つくり方として、申請は1回だけということでしたので、平成31年ぐらいまでのところでは25件、30件となっていたところを、令和2年度に1回リセットしましょうということで55件の申請が出たところです。

昨年も、900万円負担計上させていただきましたけど、コロナで資材が納入できないというような噂もございまして、かなり早くから申請をして、8月末には予算を消化したというような状況がございました。

今年度も同じような、例年度と同じように900万円を計上しておりますけど、今の段階で確約はできませんけど、状況を見ながら、そういった場面になれば、また対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 先ほどの関連なんですけど、1番の。旧高尻保育所の施設の2万6,000円の水道料ですね。これは、メーター器をつけておいたのかなということで、転用しているんだということなんですけど、この予算より前に、あそこは、いわみ何とかというのが先に入っていましたよね。そしてあれは入る前には、あれは住宅、まあ住宅地というか、保育所を改修して、七、八百万円かけて、笠江鉄鋼さんで、修繕されているんですね。

そして、あれは、何という名目だったか忘れた、（ ）というのが来られていまして、途中で不在になられて、何か音信不通になったとか、病気になったとか、何とかかんとか尻切れトンボみたいになって、あの事業も消滅してしまい、使いもしない、もう1年以上たっておると思うんですね。

そういう、どうも行政というのは、初めのときは意気込みがいいようだけど、途中はずっとこ

の尻切れトンボみたいになってから消滅して、顛末を議会のほうも何も報告しない。ということは、我々も住民の代表ですからね、「あそこはどうなったの」って、「全然火がつかん、草ぼうぼうになってきているけど」というような話があるんですが、これ直接、2万6,000円に引っかけて言っているんですが、ああいうことをあまりしていくと、何もかんもそういう言い方をされるんですよね。よそから来ていただくのは多いに結構ですが、その辺のところ、きちんと始末をしないといけないと思うんですが。全体的に総括で言ったら企画、もちろんですが、どこの課になるんですかね。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 総括という点ではございませんが、今の案件について顛末を、顛末と言いますか、概要を説明させていただきます。

企業立地ということで、新たに入られるときに確かに、ちょっと今手元に資料がございませんので金額とか施工業者さんのお名前出てきませんが、改修したものでございます。

改修の内容でございますが、いずれにしても非常に腐食とか壁板の腐食で落ちていたり、床板が腐ってぬれ縁みたいなのがございますけど、そこが腐って落ちていたりという、そういう改修でございましたので、新しく起業される方のために設備として改修したということではございません。通常の修繕の範囲でございました。

当時、地元の方への説明やいろいろなことを行いながら企業立地ということでございます。当時としてはほかに情報系の立地というのが前例がない中で進めたので、非常に大きな話題となったことは記憶しております。

その後、数年たちまして入居されていた方が、先ほど音信不通ということがございました、連絡が取れなくなりまして、その後、文書でいろいろやり取りをして、弁護士の先生にも相談しながら対処したところでございます。

結果的には、債務が今のところ、債務とかそういう町への貸出し、借入れとかもう全部清算されておりますが、文書でのやり取りで清算しております。その後は、もう全く連絡が今ついていない状況でございます。

地元の対応でございますが、入るときにも今の音信不通になった経緯等にも全て、住民全員集めてということにはなりません、自治会長、代表の方には都度都度報告しながら最後にやむを得ないかなということで、現在の空いている状況になったところでございます。

以上、経過の状況報告とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） これ、いわみコンサルティングというのが入っておって、年間契約料が550ぐらい出ていたと思うんですが、それは前回のことですからあれですが。どうも始

末が悪いということと、今後もこの水道のメーター器をつけてということは、今年度とか近い将来のこういう企業の誘致とかいう目的とか予定とか可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） この施設の活用につきましては、財産区分でいきますと普通財産ということになりまして、目的を持っていない財産という区分になりますので、現段階において何に使うということが決まっているものではございません。ただ、また企業誘致とか可能性があるのであれば、対応していきたいと思えます。

2万6,000円計上しておりますので、もったいないと言えどもったいないお金かもしれませんが、また今度メーターを外して再度工事するということになれば、その分の費用もまたかかってまいります、どちらが高いかどうか分かりませんが、水道だけは常に給水できる状態にしておくべきかなと判断しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 資料の140ページでお聞きをいたします。主な事業内容のところに、建物として林産物展示販売所というのがあります。現在の使用の状況をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

林産物展示販売所ということで、目的は森林資源の活用と振興及び農林水産物の消費拡大ということであります。

まずはこの施設につきましては、サンエムと指定管理契約を結びまして、いわゆる貸館事業として第三セクターであるサンエムが対応しているところでございます。

令和3年のときまでは、花の販売業者さんが入られておりましたが、これが新型コロナウイルス感染症拡大の影響で直接というか、それだけではございませんが、事業継続がなかなか困難となったということで撤退されたところでございます。

今、サンエムと協議しておりますのは、吉賀町社会福祉協議会が農産物、加工品とかの販売をするように今調整しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 資料の139ページで観光協会補助金が出ております。3月14日の一般質問のときにも津和野街道であったりとか広島の方面の取り組みの情報発信の話も出ておりましたが、もっと観光協会の仕事をしていただいている方のところへ手足を伸ばして、吉賀町のアピールをするというようなことを観光協会のほうがもっと積極的に取り組みができるような環境づくりといたしますか、そういう取り組みにつなげていけないかというふうに思います。

が、その点いかがなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 観光協会の一層の支援といいますか活動状況が向上できないかということでお答えさせていただきます。

今、この観光協会につきましては、3年度事業報告書、4年度事業計画を頂きながら町の我々の部署と一緒に話をしているところでございます。先般も予算要求に当たりまして、観光協会の関係者と状況を聞いたところでございます。

観光協会としましては、やはりお隣の津和野町を引き合いに出しては申し訳ないですが、太鼓谷稲成神社とかSLがあるわけではなく、なかなか吉賀町の観光というのはどういう方向がいいかというのは常々考えていただいております。その中でやはり吉賀町は、最近言われております関係人口の創出ということで、非常にこれから力を入れていきたいともお話を頂いたところでございます。

4年度事業の計画の中には、情報発信や今年度行いまして非常に好評でありました花めぐりフォトコンテストなどに併せまして、津和野町、邑南町、廿日市市との連携事業というのもテーマとしてございます。特に先般も御質問頂きました廿日市市にアンテナショップがございます。そのほか、これまで津和野街道のいろいろな事業で関連しているところもございます。

過去の話になりますが、津和野街道マラソンという名称だったと思いますが、その事業実施の際には観光協会が主に調整頂きまして、廿日市の任意団体と調整しながら成功に導いたこともございます。特に今年度におきましては、そのこともありますので、津和野街道をきっかけとしたアンテナショップを含めた事業をやっていけるように、またいろいろ調整してみたいと思います。

全てが全て取り組むことができないというのは、ちょっと人数の関係でも困難と思いますが、一つ一つ市民の関係を築きながら関係人口、吉賀町のファンづくり、そういうところへ貢献していただけたらと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 関連になるか分かりませんが、資料の138ページ、継続事業で官民連携アドバイザーサービス業務委託料が出ています。継続ですので、これによってどのような——何をアドバイスを頂いてどのような効果が今出ているのかというのをお聞きします。

それと、今同僚議員への説明にもありましたが、139ページの観光振興対策費であります。先般の一般質問でも少し私の意見述べましたけど、やっぱり交流人口なり関係人口を増やしていくために、この観光というのは大変重要なポイントになってくると思います。

そこで、やはり今の観光協会に任せておくのではなくて、職員1名ぐらいを配置して、海士町

でもそうやって棧橋のところに課長が1人で出向して観光に力を入れていましたけど、そういう取り組みをぜひするべきであろうと思います。これは町長に少し考えを聞いておきたいと思います。

それと今、津和野街道の例が出ましたが、やはり今小さい自治体が単独で観光というのはなかなか難しいといいますか場所も限られますし、メニューとしてもなかなか提供できない。その中でやはり高津川流域を広域で取り組んで、一つの輪にして人を呼び込んでいく、そういう仕掛けもぜひ必要だと思いますので、町長のお考えを聞いておきたいと思います。

正国公園でびっくりしたんですけど、今キャンプ禁止の旗が2基立っていますね。どういう理由で禁止になったのか分かりませんが、まさに時代に逆行したことはないかと思います。もし危険だからとかいろいろな理由があるでしょうけど、やはりここは知恵を出して、一角をオートキャンプ場にするとかいろいろな面で活用ささんと、あそこ結構テントを張って家族連れがキャンプしてますよ。来るなというような、その姿勢ではとてもじゃないけど観光なんかできませんので、その辺のとももしっかり考えていただきたいと思います。

それと、141ページの先ほどの質問にもありましたが「仙人の掌」だと思うんですけど、社協が利用するということでしたけど、なぜそれだったら指定管理者に社協がならないのか、能力がないのでしょうか。サンエムが入るメリットをお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） まず、たくさん頂きましたので、ちょっと漏れがあったら申し分ないです。

まず、官民連携アドバイザーサービス業務委託料ということでございます。これにつきましては、官民連携で事業するというのが読んでそのとおりでございまして、官でできないことで民ができることを、事業についていろいろ事業者を紹介していただいたり、間に入っていたりするという業務を目的で始めております。

3年度も予算を組んで行っておりますが、3年度についてもいろんな提案とかを行政、我々から出しながら、それで民でできることを取捨選択し、いわゆる募集といいますか、民のほうへ具体的に登録している会社が手を挙げて、それなら話をしていきましょうよという、そういう仕組みになっております。

ただ、以前は、町長トップセールスと言いまして、じかに講演をしながら行って事業者さんの前で話をしていたところがございますが、この状況でございますので、この2年間そういうことができておりませんが実情でございますが、ウェブでは行っております。ただ、なかなかじかに話すということがございませんので、令和3年度におきましては、実態として今後どうしていくか若手職員を集めて官民連携の事例とかいろんなものの研修を行っているところでございます。

皆さん積極的に参加頂きまして、ちょっと人数が今10数名と20数名だったと思いますが、柿木会場、六日市会場行いまして意見を聞きながら意見交換をしたものでございます。そのときにはこちらへスタッフお二人おいでいただきまして、調整をしたところでございます。

その成果につきましては、また今後、これまでの先般の一般質問等でございますが、官民でできないところ、例えば発電事業とかいろんな新エネルギー事業なんかにつきましては、なかなか官だけでは手が出せないところもあつたりするので、そういうところを生かしていけないかなというところで考えているところでございます。

それと、正国公園のキャンプ禁止でございますが、今正国公園というのは通常の公園で考えておりまして、キャンプ場としての設定はしておりません。条例におきましても10時以降は——ちょっと記憶で申し訳ありません、10時以降は使用禁止ということになっております。

確かにキャンプされている方が何人かいらっしゃいましたが、キャンプする方から見れば非常にいい場所かもしれませんが、逆に今度は遊ぶ方からとつたら公園の中でテントを張って、すごい威圧といいますか結構上の方とかが泊まっていると、今度は遊具もあつたりして遊ぶほうもまたいろいろ使いにくいというところも声も聞いたりしますので、そこはちょっと調整しながら進めていきたいと考えております。

なかなか全てキャンプ場としてということには、現段階では難しいのかなと思っております。サッカーする子どもたちがいたり、保育園の子があそこにみんなで遊びに行ったりすることもよくよく目にしておりますので、より慎重に考えていきたいと考えております。

それと、「仙人の掌」につきましては、サンエムを通すといいますか、もともと今3年目になったと思いますが、観光施設を一括して管理委託、指定管理に出しておりますので、「仙人の掌」だけを今特別にまた変えるということではなかなかならないのが事実でございます。この点につきましては、指定管理の満了が2年後になりますけど、管理者様からいろんな御提案も頂いておりますので、より利用効果が高いものを考えていく必要はあろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 観光そのものについての考え方ということでお問合せがありました。職員を1名配置、隠岐諸島の自治体の話もございました。現状では、ああしてどうにか議会の御理解を頂いて定員適正化計画でも2名増員をして、今回の医療対策のほうに回したいということでございまして、まずはそっちを先行させていただきたいという思いでございます。

当然観光も重要な部分でございますので、これからまたやっぱりそうした対応は考えていかなければならないかと思いますが、今ある資源、今ある人材を活用して、特に観光協会であつたり、近隣の自治体と連携をして観光振興に向けて頑張っていきたいと思っております。

特に吉賀町だけでできるものだけではございませんで、益田広域であったり山陽方面で言いますと岩国市であったり、それから特に廿日市であったり広島であったりということがありますので、少し広い視野を持って考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ここで、かなり時間がたちましたので、10分間休憩します。

午後2時08分休憩

.....

午後2時16分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

商工費及び土木費の質疑中です。引き続き質疑を許します。質疑ありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 先ほどの課長の答弁に対して質問します。

この138ページのアドバイザーサービスなんですが、私は効果なりを質問したんですが、今、職員さんの研修をされてるということがありましたので、実際には、この事業で特別こういう事例があったというようなことはないかと解釈してよろしいんですか。

それと、139ページの、ちょっと質問になるかどうか分かりませんが、キャンプのことですが、私が見た限りでは、先ほど答弁があったように、遊具があるところとか、こっちの昔、グラウンドゴルフですか、やとった芝生のところでテント張って利用しとるという事例は、ちょっと見たことがありません。下から上がってきたら、上流側の部分に、川沿いに何か所かテントを張ってキャンプされた方を見たことはありますが、グラウンドに入って、そして、遊具があるところというの、それは見たことがありません。まあそれはそれとして、やはりそういうせっかくの公園ですので、そういうニーズがあるわけですね。芝生で遊びたい人もおるし、キャンプをしたい人もおるということなので、私はどっちがこうしろとって質問しとるわけじゃないんですよ。そういうニーズがある中で、どうやって人を呼び込む方策を行政が取っていくのかというのを考えたほうがいいんじゃないですかということを質問したわけですので、その辺のことは誤解のないようにしていただきたいと思います。あの旗は結構目立ちますよ。だから、規約なり何なりをきちっとしたものを作って、早く下ろしたほうがいいと思いますよ。答弁は要りませんが、138ページの具体的な効果について、あったら教えてください。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 具体的な効果ということで、絶大な効果かどうかいろいろあろうかと思いますが、事例を紹介させていただきます。

まず1点目は、この事業者さん、地方創生テクノロジーラボと申し上げますが、そこと包括連携協定していく上で、エネルギーのいろんな協議を行って、ちょっとすみません。今、協定書ご

ざいませので、エネルギーとかのいろんな協議を行っていくということで、一つは、吉賀電力というのを立ち上げたところでございます。これは、その包括連携した事業者さんから電気を受給して販売するという、そういうものでございます。

それと、これは事業としてということではございませんが、今のSDGsやサステナブルな社会づくりということで、吉賀高校のほうへ繊維業者を紹介して、繊維、服ですね。服とかを製造する業者さんを紹介した上で、具体的には、ペットボトルを再利用したTシャツの作成までを、その事業者さんと吉賀高校とが連携しながら取り組んだという事例が、今、紹介できる事例として具体的に上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 予算書の89ページですね。一番下のほうに地籍調査事業費というのが計上をされておりますが、こないだの補正予算のときの減額するときにも説明があったかと思いますが、これ見ますと、昨年よりも800万円ぐらい少ないし、また、平成30年から見たら約半額ぐらいに減額されとるんですが、吉賀町は県下の中でも地籍調査が遅れているということで指摘されて、もう何年前からもこの議会でも地籍調査の件で質問が出ておりますが、なぜ平成30年から比べたら半額ぐらいになるのか。毎年じり貧で、予算計上が減額になっておりますが、その辺のところにつきまして、再度になるかも分かりませんが、理由をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 栩木課長。

○税務住民課長（栩木 昭典君） お答えします。先般の補正予算のときとまた同じような回答になるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

金額につきましては、平成30年度からかなり、まあ半減ぐらいしてるということなんですけれども、先般にもお話しましたように、今、地籍調査事業の全体的な予算そのものもですけども、それぞれ国費が補助として、負担金を充てて事業をやっておりますけども、今まで地籍調査費負担金という形で、一番メインの事業をやってきたわけですけども、今は、地域の住民の生命・財産を守る総合的な土砂災害対策の推進とか、地域の生活に密着した市町村道の整備とか、そういう社会資本整備に関係するもの、それから、防災・安全に関係するものが優先的に予算をつけられておまして、そういった中で、防災の関係で非常に吉賀町の今、計画をしているところにはそういう該当することがなかなかないというところで従来の地籍調査費負担金が減ってきておることで、全体的な予算が少なくなってるというところなんです。

それと、もう一つは、昨年度の事業からずっと毎年計画的に事業をやっていくんですけども、それぞれ工程があります。A、B、Cというアルファベットで工程が組んであるんですけども、基本的には3年かけて地籍調査というのはやるんですけども、例えば、2年目の途中で終わって

おりますと、それを3年目にやって、その後、県の検査ですので、1年目やって県の検査、2年目やって県の検査、それで3年目ということになるんですけども、そこが1年ずれてくる。しかも事業費的には、そこで2年に分かれますから、そこは少なくなるというようなことで、ちょうど、何ていいますか、切りのいいところで仕事をしていかんとやれんということがありまして、令和4年度については減額になっているというところがあります。

そういったところで、ちょっと減額が大きいというところですよ。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今の課長の説明を聞いておりますと、なかなか今後も地籍調査費が増額になるというのは厳しいように聞こえるんですが、今後の、まあ5年続けてずっと減額になっておりますが、今後の予想についてどのようなお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 現在、田野原、ここにもありますが、田野原4工区とか田野原5工区、金山谷とか河津の辺りになるんですけども、ここにつきましては、産業課が以前、山村協会基本調査というのをやりまして、そこをやったところを優先的にやらなければならないということで、今、そこに入っておるという状況です。山林ですので、金額的にはかなり単価が高くなるというところで、途中で工区を切らなければならないという状況があつて、少し遅れているというお話をしました。今後も予算要求としては、町としては、先ほど言った工程でちょうど切りがいいところで、今よりも増額をするような取り組みをしていきたいとは思いますが、なかなか国の状況が全体的に絞ってる、それから、他の島根県内でも既に地籍調査終わっている場所もあるということですので、遅くから始めたこの吉賀町、なかなかまだ進んでないという状況であります。

それから、どうしても後になればなるほど単価が高くなっていくということで、できる面積にも限りがあったりというようなこともあつて、町としては、今後も増額の要望はしていきたいと思っておりますが、先行きはちょっと不透明なところがございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 94ページなんですが、土木費のほうで、参考資料の151なんですが、住宅の実施設計業務委託料、4年度と5年度の2年分を合わせて出されております。それで安くなるんなら、それでいいと思うんですが、その下の工事及び解体工事監理業務委託料、この解体業務にまで監理が要るんですか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 151ページのところでございますけども、実施設計業務につきましては、先ほど御理解をいただいております。R4年度の施工分というのが、今年度施

工するものの、場合によっては大きな変更がある場合に、これが必要になってくるということなので、これはちょっとまだ、実際使用するかどうかは分かりません。R5年度分というのは、来年度の事前に設計するというので、前の年に設計して、翌年度に発注というのが、この委託料が計上されておる理由です。

それで、その下に解体の工事監理業務の委託料があるということですが、工事の監理業務と解体の監理業務というのは、両方必要だと考えております。解体につきましても、当初の計画から、それから、部分部分で非常に、今、産廃の処理については厳しくなっております、その工程でチェックをしながら、専門の建築士さんに監理をしていただくというのが必要になってまいりまして、ですけども、ただ、この667万1,000円の内訳的には、解体は、このうちの70万円ぐらいという金額になっておりまして、その70万円の範囲の中で3棟12戸の解体の監理をしていただくというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） その下の下に3棟12戸解体撤去工事2,000万円。これはまた違うんですか。それで、今までも解体されたところがあると思うんですが、住宅を。監理つけられましたか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 場所場所によって、この監理をつけたり、つけなかったりというのがどうもあるようです。昨年、単独で中山住宅と、それから、新木部谷住宅につきましては、これはちょっと職員のほうで監督員という形ですとずっとチェックをしてたんですけども、なかなか十分に現場のほうについとるわけにいかないというところもあって、やはり専門的な立場の建築士さんのほうできちんと監理をしてもらわんと、十分な工程管理ができないというところで、今年度はつけさせていただいておるという状況です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 解体業者さんも、やはりそういう資格持って、ちゃんと監理されてるわけですから、無駄などとは言いませんが、やはり今までそういうことができとるのなら、これはやはり、これからはやはり見直すべきじゃないかと思うんですが、解体についての監理は本当に要るかどうかというのは、しっかり考えてほしいです。

○議員（4番 桑原 三平君） 関連。

○議長（安永 友行君） 関連。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この建築の設計ですが、今、入札に参加される業者数は、大体何件、何社ぐらいの設計事務所、そして、地元は何社ぐらいおられるか、詳細が分かりましたら知らしてください。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

設計管理のほうの業者でございますね。（「はい」と呼ぶ者あり）設計管理につきましては、昨年の設計管理が、鹿足郡内3社です。郡内の3社で、町内には1社しかありませんので、範囲を広げて鹿足郡内3社という形でやっております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 予算書の89ページの土地対策費の002地籍調査事業のところなんですけど、先ほど説明があったんで、大分ちょっと分かるところがありましたが、続いての90ページのところの普通旅費というのがございますが、これは、立会に対しての地権者さんの、県外等々におられる地権者さんのための旅費という形で考えてよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えをします。

この普通旅費は、職員が県庁での協議であったり、それから、年間かなりの回数、法務局のほうに伺ったりしますので、そういった旅費でございまして、特に地権者さんの旅費というのはございません。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 今、継続地区の白谷、田野原工区に関しては、もう立会のほうは終わっておられて、今、っていう判断でいいのかとは思いますが、この新規の田野原5区ですね。これに関しては、まだ立会は、新規ということで、立会はされておられないと思うんですが、例えば、先ほど言いました県外の地権者さん等々おられるのか、おられないのかちょっと分かりませんが、そういった補助も率先して出していないと、なかなか境界立会というのがなかなかできないのではないかなと思うんです。昨年の減額がありましたんで、ある程度この田野原5区のもののできなかった分の部分で、例えば、県外地権者さんですね。県外在住の地権者さんの把握がある程度できておられるのかもしれませんが、その辺どういうふうにご考えておられるのか。今後やっていかれるときに、地権者さんの立会に対して補助をして、率先して調査をするのかどうか、お聞かせください。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） お答えします。

田野原5区につきましては、新規地区というところで、令和4年度に基準点の設定と、それから一筆地調査、それこそ現地を立会していただいて、くいを打っていくという作業を行います。議員がおっしゃられるように、県外の方も相当数おるように想定しております。なかなか全てが全て相続登記もされてなかったりしますので、業務としては、全て相続人を一人ずつ洗いざらい

にして、その方に対して立会の要請であったりとか、それから、立会できないということになれば、委任状であったりとか、そういったものの提出を求めています。個人の財産でございますので、そこの立会に対して、全ての方に補助して吉賀町に帰ってきていただいてということがなかなかできないという状況でございます、そこのところは、あくまでも個人の財産をこの地籍調査事業によって境界の確認作業をしていくというところですので、御理解をいただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 参考資料の149ページで、本蔵木河川工事とあるのですが、本蔵木というのは場所がどこか、あと、工事内容をお願いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御説明をさせていただきます。

資料149ページの本蔵木河川改良工事でございます。この部分につきましては、旧蔵木中学校の手前を高速道路のほうに向かって入る道がございますね。本蔵木橋とって、河川に架かっております。その河川の下流、一番下の家。すいません。ちょっと私、名前を忘れてしまいました、名前が出てこないんですけども、高速のほうから流れてきます谷、これがございますけれども、この影響ではないかということで、家のほうが少し地盤の沈下が見られるということで、犬走り等にひび割れが入ったりとか、下がったりとかという状況がございます。谷のほうを調べましたところ、ブロック積み目の地といたしましうか。間が空いているようなところが見受けられますので、この部分に、こちらの言葉で言いますと、めつぎと申しますけれども、そこの部分に、側壁の部分に30センチぐらいのコンクリートの壁をずっと打ってまいります。そういう作業をしたいということで計上してございますのが、この本蔵木の河川の改良工事ということで計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 予算書92ページの河川費のことでちょっとお聞きします。単純なことなんです、報償金とございますが、これは、民間に委託している草刈り等々のものと考えてよろしいでしょうか。違えば、内訳というか、内容を教えてください。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 92ページの002河川維持管理費、報償金665万5,000円でございます。この部分につきましては、島根県と吉賀町で資金を出し合いながら、事業費出し合いながら、河川浄化事業というのを実施しております。その中では、実際の地区の皆様方が河川の草刈りをしていただいております。その部分に対する謝礼金といたしましうか、報償金とい

うことをごさいます、今現在68団体の団体の方が参加をしていただいて、河川浄化に御尽力をしていただいているという部分で、この報償金は出ていますというものでございます。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑もないようですので、次に移ります。

次の消防費及び教育費、ページの94から119に移ります。質疑を許します。質疑ありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 95ページの消防団の活動事業費とあります。資料の154ページのほうで、消防団の報酬等が掲げてあります。このことにつきまして、昨年秋ぐらゐから総務省のほうから、消防団の団員数がかなり減っておるということで、もう何十%も減っておるということで、消防団員の報酬を、今、吉賀町は、まあ私は辞めてちょうど1年になりますけれども、三千幾らだったと思うんですが、一日1回の出動ですね。国の指針では8,000円ぐらゐの交付金を出すというような報道がいろいろされておりますが、この予算書を見ますと、階級のところの年報酬は団長から団員まで出ておりますけれども、検討中ということも掲げてありますが、島根県で吉賀町の団員が充足率が70%台、その次が、まあ悪いというか、吉賀町が最低で、その次が大田町というようなことがこの前の新聞に載っておりましたけれども、この状態がどんどん続くと大変なことになるんじゃないかならうかと思っておりますが、総務省としては、もう今年度から8,000円ぐらゐのというような指針ですので、これは8,000円にするか、今3,000円のを5,000円にするかというのかは分かりませんが、そのような検討中とありますけれども、今年度というか、令和4年度からするようなお考えがあるのかなのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 議員がおっしゃられるとおり、総務省から確かに消防団員の報酬、それから、その他にわたっての部分もございまして、いわゆる処遇改善について通知が出てきております。その中の大きいもので言うと、報酬の部分であります。それで、資料にも、参考資料にも書き込ませていただきましたけれども、令和4年度において、この検討作業を、まあ実務的には情報収集等はもう既に進めてはおりますけれども、令和4年度において検討を、本格的な検討をするということを考えております。

それで、消防団員も、いわゆる非常勤の特別職という職に当たりますので、一つの必要な手続きといたしまして、特別職等の報酬審議会、こちらのほうにもお諮りをする必要があるらうというふうに思っております。今回、令和4年度の予算におきましても、報酬審議会の委員報酬を計上させていただいておりますが、実は、内容的には、こうしたものを見据えての予算計上と

いうところがございます。実際に、では、検討を開始して、金額を改定するのか。これは基本的には増額ということになるんだらうと思いますけれども、それをそうした動きになったときに、これをどのタイミングで進めるのかというところ、ここまでのところには、まだ現段階では至ってはおりません。

それから、もう一つ。報酬の額を考えると、いわゆる近隣自治体の状況も幾らか見ていく必要があるかというふうに思っております。お隣の津和野についても、これも吉賀町と同様の動きを見せておまして、ここも恐らく令和4年度中の検討というふうになるんだらうと思います。それから、もう一つ、益田市ですけれども、これも、これは検討は、少し弱めの表現なんですけれども、検討はしていくと。ただ、増額に至るかどうかっていうのはという、まあこれは担当レベルの話なんですけど、そうした状況です。県内ほかの自治体さんもありますので、それぞれの状況も参考にさせていただきながら、令和4年度中には一定の結論を導き出したいというような考え方で今おるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 4年度中に近隣のことを聞きながら、いい方向に持っていくというような状況でございます。先ほど私、申しましたように、大変不名誉なことだらうと思います。県下でも最低の充足率というようなことでございます。これをどうして、まあ今の出勤時にその3,000円が、5,000円なり8,000円になったら団員が増えるかというその保証はないわけですけれども、何らかの対策をしていかないと、どんどん減少をしていくという状況でございますので、最近、以前、役場の職員が入らないとか何とか、いろいろ苦情も申したことがあるかと思いますが、最近、徐々にではありますけれども、入っていただいております。聞いておりますが、企業の団員さんも何とか誘い込む、それから、私も在籍中にOB団員に、そのことをどうするかというようなことをいろいろ検討をしたことがありますが、実際具体的にそれではどうするかというようなところまでは、まあこういうふうな予算のこととか、待遇面ですね。その辺どうするかということで、結果的には結論は出なかったわけですが、その辺のことも総務課長も中心となって、しっかりと協議をしていただきたいというふうに思いますが、意気込みなり、ぜひともお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 議員おっしゃられるとおり、県下においても、いわゆる団員、定員に対する充足率という部分でいけば、吉賀町の消防団員数については、これは胸を張って言える状況にはないというのは認識をしております。これを少しでも上向かせるように、私も含めて総務課の担当職員、それから、消防団の皆様方にも当然御協力いただかないといけない部分もあ

ろうかと思imasuので、総体で何とか上向くように努力をしてまいりたいというふうに思imasu。  
以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 117ページの一番下に003の文化財保護費ということで、参考資料では175ページで、主に道面屋敷の保存修理工事というのが1件上がっておりますが、総務委員会で、町民の皆さんからの要望で、しっかり議員は町内の文化財を見て歩けというような要望がありまして、歩けっっちゃうか、歩いてくださいという要望がありまして、総務委員会で、実は、町内の文化財をほとんど見て歩きました。その中でいろんな、見て歩いて、一件一件要望をしました。看板の設置とか、あるいは草刈りとか、いろんなことを要望したんですが、この新規予算では、道面屋敷の分1件しか上がっていないんですが、そのほかにいろいろ、たしか総務委員長の名前で要望を教育委員会に出したと思うんですが、ほかの分も保存といいましょうか。そういうことにつきましては予算が取れなかったのかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。お答えいたします。

文化財保護費についてですが、議員おっしゃるとおり、昨年のところまで頂いております。その後、検討をさせていただきました。今回、先ほどありましたように、旧道面家住宅の屋根の雨漏りがするということで、これに係る改修の予算を計上させていただいております。

そのほかの文化財保護というところでございますが、議員さん方が文化財を見て回られたのと同様に、文化財審議委員さん方も2年にわたって各文化財をまた見て回られたりしております。その審議委員さんと担当との協議の中でも、審議委員さん自体も少しかういった保存に対する協力だとか、そういったこともしていかないといけないだろうというような御意見もいただいております。そういった形での、まあ内容的には草刈りだとか、そういったことになってくるんだろうと思imasuが、そういったところもしていきたいというところではあります。

まだ全体的な保存活動をどういうふうにしようかという具体的などころができてないんですが、4年度のところ、案内板・説明板の設置のない5か所について、案内板を設置していこうと。ちょっとこれは僅かな予算なんですけど、そういった形で取り組んでいこうというふうにしてあります。そのほかに、前回御意見いただきました道面家の住宅の案内設備ですが、これは私も行って拝見しました。太陽光何かを利用しての設備だったと思imasu。なかなかこれも改修というのは難しいというふうに思imasuので、根本的にどういったことをするのがいいのかというのを検討させていただいて、今考えてますのは、やっぱり今、皆さん、携帯、スマホだとか、そういったものが普及してありますので、例えば、町内の文化財施設であったり、まあ企画のほうともちょっと相談してみないといけないんですけど、観光施設であったりとか、そういったもののパンフ

レットにQRコードなりをつけて、それを読み取れば、案内が流れてくるだとか、そういったことも検討をしながら、また順次進めていきたいというふうに考えております。

今年度は、案内板を5か所設置というところを、今、計画しております。来年度ですね。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今、次長の説明はよく分かりました。令和4年度の当初予算が今、始まったばかりですが、ぜひ来年度は、せっかく総務委員会で視察をして要望書も出しましたので、新年度は1件だけですが、もう少ししっかり予算を取っていただいて、せっかく町の文化財産でありますので、整備についてしっかり予算をつけていただいて、保存をするようによろしくをお願いします。要望です。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 教育委員会さんのほうへお聞きしますが、今すぐにでも答えられればいいんですが、来年度の新入生、各小学校、中学校の人数とか、それとか、学級編成のこととか、そういった資料について、特別支援員が必要なクラスがあるのかどうか、そういったことについての資料をいただきたいと思うんですが、すぐにでもできればいいんですが。

○議長（安永 友行君） 回答できる、次長。資料じゃなくても回答ができるか。

4番議員、資料請求については、議運に諮って、今回明文化はしておりませんが、今回の議会については、本会議中の資料請求はしないというのが議運の委員長からお達しがあつたと思いますので、その辺は御理解ください。ただ、明日ありますんで、回答できるようなら、その日に回答はさせます。できる。大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

各学校の新入生についてです。これは、今現在のというところで御理解を願いたいと思います。今現在で蔵木小学校、予定としては、新入生5名、六日市小学校が22名、朝倉小学校が3名、七日市小学校が2名、柿木小学校が11名、計43名です。それから、中学校のほうは、六日市中学校が10名、吉賀中学校が11名、柿木中学校は7名の計27名です。

小学校全校生徒ですけど、5校で今のところ223名ですね。中学校のほうは121名というふうになろうかというふうに思っております。

それから、特別支援学級ですが、これは学校ごとというのではなくて、ちょっとコースごとに申し上げておこうと思います。小学校5校で学級数は5学級になろうかと、これも今現在ということです。中学校は6学級になるのではないかとというふうに今、計画をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 先ほどの10番議員のちょっと関連ですけど消防団のことですが、

消防団の報酬が多いかどうか、そこで消防団不足が直るかどうかということでございますけど。

私、以前、島根県町村振興協会とか何とかそういうのでヨーロッパへ視察旅行に行かしてもらったことがあるんですが、そのときに主に地域を回らせてもらって、ドイツかどっかあそこを回りよったら消防車があった。どうするのかと言ったら、消防団というのがないと。それで、そこで聞いたんですが、消防団は大きなプライドを持つとる。要するに生命、財産を守るんだというふうな大きなプライドを持っておる人が消防団をやっておると。それだけじゃなしに、地域の人が消防団員じゃなきゃ議員とか町長とかになれないんですよというぐらいに大きなプライド持ってやったのと、それから地域の方もそういうボランティア精神が崇高なということでやっておられた。

それで、この予算と直接関係ないか分かりませんが、先ほどありましたように消防団員を募集するのにプライドを持てるとかそういうふうな形で何か考えておられると思うんですが。ただ、消防車のいいのを買って——買ってと言わんか、要するにハード面よりはやっぱりそれを使うて火を消す。私、約40年ぐらい消防団いましたが、とにかく行ったら必ず火を消す、随分大きな火事がありました、それもプライドを持ってやったわけです。ただ、地域の人が、消防団ちゅうのは酒を飲むばかりだというような話も出たんですけど、今からやっぱり若い人にはそういうふうな形のものを何か、ぜひ考えていただきたいんですが。今、何か急に言うても難しいかも分かりませんが、そういうふうな考え方を持たれているかどうかちょっと。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 前段の報酬額の件でございます。先ほど私のほうから回答させていただきまされたけれども、消防団員の報酬が低いというこういう視点、これも事実でございますが、一方では、ここ数年来、消防団員にかかる負担というのも一方では増えているという要素、こうしたものが重なりあって、結果として報酬額を上げたらどうかというふうなことが国から発信されてきているという、こういうふうにならんと説明、補足させていただければと思います。

それから、後段の件でございます。これは私が言うあれでもないかなと思うんですけども、消防団がいろいろな形で集まることがあります。その際にそのときに消防団長の挨拶であったりあるいは消防管理者の挨拶、そうしたものがございます。必ずといっていいと思いますけれども、消防団の団員さんが消防団、その業務に当たるその基本的な考え方を、自分たちの地域は自分たちで守るという、そういう志を持って任務に当たるようにという、そうした挨拶を必ず行われておるといところでございます。

私のようなものがそういうところを言うのはあれなんですけれども、やはり議員がおっしゃられるようなところに回答するならば、そうした住民としての意識というんでしょうか、そうしたところから結果として消防団員になっていただくという、こういう過程が必要、こういうところ

が大事なのかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 参考資料の177と178で教育委員会にお尋ねします。

現地調査で、スポーツ公園に行きましてトイレを探したんですが、管理棟一周回ってとうとう分からなくて管理人さんに聞いたんですが、やはりもう少し外からでも入りやすい、中のトイレが使いやすいような、今大型の発電機がありまして、ちょっと裏側から回っても入りやすかったんですが、夜暗くなったりとかした場合には、もう少し丁寧な案内ができるように、履き替えて上がるんじゃないかと思うんですが、そのまま上がったかというのがちょっと確認できていないんですが、そういうところちゃんと直されたらと思います。

それで、177ページのこの使用料という欄がありますが、これちょっと真田グラウンドが5万1,000円、グラウンドゴルフ場が23万円、これあれだけ「よしかみらい」に人が来られてと思うんですが、数字もですが、「よしかみらい」が予約がずっと入っていて、地元の子どもたちが使おうと思っても予約で使えなく、大野原のグラウンドで練習されているんですが、予約の取り方、予約でいっぱい実際手前になってキャンセルになって、この前もそうだったんですが、子どもたちは一生懸命グラウンドでやっているのに、田丸に上がると「よしかみらい」は誰もおらんと。

やはりそういう予約の入れ方もしっかり考えて、地元のやはり町内の子どもが優先的に使えるというような方策を立ててもらえないと、皆さんの理解が得られなくなるんじゃないかと。

よその高校とかいろんな社会人来られると思うんですが、使用料がこれだとちょっと数字が違うんじゃないかと思うような数字なんですけど、予約で使えないというようなことがないように、その辺の調整をしっかりとされるべきと思うんですが。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。まず、スポーツ公園のトイレのところですよ。議員おっしゃるように、後ろのほうから入るのは初めての方であってはちょっと分かりづらいというところがあるかと思います。あそこは感知して照らすライトはついているんですが、とは言いましても、下が少し土であったりだとか、おっしゃるように、中に入ると履物を履き替えて今使用するような使用方法になっております。この辺のところはまた管理者のほうと協議をしてみたいというふうに思います。

それから、施設のところの使用のところなんですけど、予約がいっぱいなかなか地元の方が使用できないというところなんですけど、その辺のところはどういう方法があるのかというところ、管理のほうは指定管理者のほうにお願いしておりますので、指定管理者のほうにこういった御意

見があるということはお伝えして協議していきたいと思うんですが。

この表にあります使用料についてですけど、これは収入のほうでなくて支出のほうで——経費のほうで、AEDのレンタル料であったりグラウンドゴルフ場は券売機があるんですが、これが蔵木と大野原2か所にごさいます。その券売機のリース料というふうに考えてもらったらと思います。そういった関係でグラウンドゴルフ場のがちょっと金額が高くなっているということでごさいます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書の104ページ、小学校管理費のうちの小学校施設整備事業費、資料で行きますと167ページで、全員協議会の説明資料で行きますと2月25日の16ページから20ページに令和4年度蔵木小学校改修工事の関係で上がっております。

この件につきまして、事前に質問のお伝えをさせていただいておりますので、質問の内容から回答まで一括でお願いをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 議員の皆さん、ちょっと今の藤升議員の発言の意味が分からなかったかもしれないので、私のほうからつないでおきます。

資料請求は事前に行うということで、回答があったら議員の皆さんにお配りしております。ただ、質疑の事前通告については、あまり例もありませんけど、ちょっと項目も多いんで皆さんにとも思いましたが例がありませんので、今藤升議員が言われたように事前通告に沿って大庭教育次長のほうから、質問内容をかいつまんでさせていただいて回答していただくように私もお願いしておりますので、その中で聞かれたら分かると思います。分からなかったら、また質疑をしてください。

大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。先般9番議員より3月15日に文書により質疑事項の通告を受けております。その内容及び回答について申し上げたいと思います。

なお、今回の改修は、施設の長寿命化に向けた改修を主な目的としているということ、併せて学校が要望するその他の改修について、学校と協議の上で優先順位の高いものから可能な範囲で改修を実施するというものであることを申し上げておきます。

まず、1点目の質問ですが、主な工事箇所は1、校舎、2、体育館、3、プール、4、仮設校舎、5、外構がある。各工事箇所別々に発注すると仮定した場合の工事費とそのうちの直接工費は幾らになるかという問いでございます。

このことにつきましては、別々に発注するということでの積算をいたしておりませんので、別々の発注ということでの工事費等については、申し訳ありませんが分からないということでごさいます。

ただ、現在積算しております工事費等の部分について概算ということになるかと思うんですが、現在まだ予算審議の段階でございますので、概算という大まかな形で御理解願いたいと思うんですが、申し上げておきます。ちょっと議員がおっしゃるような区分ごとにならないところもあるんですけど、その辺は御容赦願いたいと思います。

これは工事費ということで粗々のところを申し上げたいと思います。

まず、校舎部分につきましては約1億2,500万円。それから体育館、プール、これちょっと一緒になっているんですが約600万円。それから仮設校舎約2,000万円。それから外構のほうは約3,300万円ということです。これに消費税が入ってくるような形になるかと思っています。あくまでも大まかな数字ということで御理解願いたいと思います。

それから、2番目として、旧蔵木中学校の小学校改修後の使用内容はということでございます。これまでと同様に公民館への貸付けにより当面对応する予定です。

この施設の跡利用につきましては、地元と協議して決定するとしております。現在、暫定措置として5年間、一部制限がありますが、地元の皆さんに利用していただいております。今現在、今後の利活用の方向性が定まっておられませんので、現在の利用方法へ戻すということになると考えております。

なお、向こう1年のうちに活用の方向性が定まってくれば、この限りではないというふうを考えているところでございます。

3番目として、旧蔵中を新たな蔵木小学校にできない理由は何かということでございます。このことにつきましては、昨年2月の全員協議会において説明させていただいております。事務を進めるに当たりまして、まず現在の小学校施設を改修をするのか、または旧蔵木中学校施設を改修して小学校として活用するのかということについて検討させていただきました。このどちらにおいてもやはり大規模な改修が必要というふうに考えているところでございますが。

昨年2月当時の蔵木小学校は児童数が19名で、学級数が4学級ございました。令和3年度、今現在ですが、全校で20名の3学級でございます。人数は増えているんですが学級数は減ったという状況です。そして来年度は1名増えて21名の3学級となる予定でございます。その後も現在の蔵木地域の状況を見ますと、少し児童が増えて推移する予定となっているところでございます。このようなことから、今後複式学級の解消が見込まれています。

併せて特別支援学級を設置しなければならなくなった場合だとか、そういったときの教室数の確保についても考えておかなければならないということで、現在の蔵木小学校施設はもともと6学年の6学級を設置できるように建設されておりますので、このような場合にも対応できるというふうに考えておりますけど。旧蔵木中学校の施設は中学校を前提に建設されておりますので、学級数が増えた場合には改修が当然必要になってまいりますし、改修するといたしましても構造

上の問題だとか、必要な学級数が確保できるのかと、そういった問題もございますので、こういったことも含めて検討させていただいて、現在の小学校を改修するという判断に至ったところでございます。

それから、4番目、蔵木小学校に女子休憩室を設けないのかということでございます。現在の計画段階においては、女子休憩室ということでの計画はございません。休憩室が設置されることは望ましいと思われませんが、限られた施設の中において学校と協議して計画したものでございます。ただし、体調不良など少し休める場所の確保等も必要かと思われま。そういったときには例えば女子更衣室等にソファだとかあるいは折り畳み式の簡易ベッドだとか、そういったものを設置する、そういった工夫は必要ではないかというふうに思っております。

それから、5番目、駐車場の舗装場所は、屋内運動場及び校舎の出入口近くにしない理由は何かということでございますが、こちらにつきましても学校との協議により現地を予定しております。ただし、あの部分に民地に係る可能性がございますので、地権者との協議によって場所の変更もあり得るといふふうに考えております。

それから、6番目として、旧蔵木中学校のエアコンの新設、移転の基本的な考え方についてです。こちらは普通教室へ設置後、小学校のほうへ移転する予定としております。

7番目、移転に伴う不用品の判断は教育委員会が行うのか、こちらについては軽微なものを除き、原則教育委員会で確認の上、不要決定することになります。設計協議の段階においてはそれほど多くのもが予定されていないというふうにお聞きしております。

8番目、小学校校舎の机、本棚等の改修後の移動先の明示は学校が行うのか。利活用することになりますので、学校のほうで対応していただくような予定としております。

それから、9番目、小学校から出る不要物等は使用可能なものも含まれるかということでございます。原則使用可能なものは含まれず、廃棄処分が必要なものを廃棄する考えでございます。学校が判断して教育委員会で確認の上、処分というような話になるかというふうに思っております。

10番目、建物の外装、雨どいの掃除は工事費に含まれているのか、です。仮設校舎、これは旧蔵木中学校のほうですが――の建物の内部については清掃を行います。

蔵木小学校施設につきましては、外装の改修及び雨どいは破損部分の取替え改修を行います。外装につきましては、クラック部分に補強を入れたり、そういったことを施した上で上を塗装したりというような全面的なものを行います。ですから掃除というよりは耐久性の向上だとか機能向上、そういった形のもを予定しているというところでございます。

11番目、建具の不具合部分の修繕は工事費に含まれるのかというところでございます。これは設計に当たっての協議の段階で原則使用設計に含まれる建具のみ工事費に含まれます。ただ簡

易な修繕等は施工の際の協議の上で対応することも可能ではないかというふうに考えているところでございます。

1 2 番目、外壁のクラック等は調査の上、改修となっているが、工事費に含まれているのかということでございます。外壁の調査につきましては、既に設計段階のところでは実施済みとなっております。その結果に基づいて工事範囲を特定した上で施工する予定です。

1 3 番目、百葉箱の屋根は直すのかということでございます。こちらにつきましては、学校協議、現地確認の際、特に問題ないと判断をしたために、今回の工事での修繕の予定はありません。仮に修繕が生じた場合は、建築ボランティア等活用しての対応は可能ではないかというふうに考えておるところでございます。

1 4 番目、地区公民館倉庫の移設先と外装等の必要な修繕は工事費に含まれているのかということでございます。資料には移設とありますが、その後の協議により現在の位置に撤去をして新設ということで、今現在予定しております。

1 5 番目、旧蔵中校舎の防災上主要な間仕切り壁が現在ないため、仮使用時に設置とはどのようなことかと、またどこに設置するのかということでございます。こちらの用途変更に係る県との協議の中で、消防法令の関係で必要とされたものでございます。場所は2階の天井裏について、廊下と2階に図書コーナーがあるんですが、廊下と図書コーナー、そして廊下と教室との境に防火の垂れ壁を設置する予定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午後3時27分休憩

.....

午後3時35分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

消防費及び教育費の質疑中でした。引き続き、質疑を行います。質疑はありませんか。（発言する者あり）

ちょっと大庭次長のほうから、先ほどの答弁漏れについての発言申入れがありましたので、これを許します。大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 大変失礼いたしました。複式学級の学校ごとの学級数というところでの答弁が漏れておりました。

まず、蔵木小学校です。1・2年、3・4年、5・6年、それぞれ複式で、3学級となる予定でございます。朝倉小学校も同様に、1・2年、3・4年、5・6年の3学級です。七日市小学校につきましては、3・4年、5・6年の2学級が複式になります。それから、柿木小学校につ

きましては、3・4年の1学級が複式となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどの関連ですけど、蔵木小学校に医務室というものはあるのか、それとも保健室で対応するのか、その中で、先ほど出た休憩室なんか欲しいというような話だったんだが、休憩室ですか、それを一緒にできるようだったらいいなと思うんじやが、そういうことはまだ先のことですか、ちょっとお伺いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。小学校の改修についてですが、医務室はあるかということですが、医務室というところでの設置はございませんが、保健室はございます。

休憩室のことについてなんですけど、今回の改修を前提として、学校のほうでこうしたいという要望をいただいて、そういった中から、その配置だとか改修箇所、長寿命化に向けた耐久性の向上の部分は当然なんですけど、それ以外の部分、そういったことで決めさせていただいております。

限られた施設の中での配置ということになりますので、そういった中で、学校のほうでこういった形にさせていただきたいというところでの配置を決定しています。

休憩室のところなんですけど、実は男子更衣室のところの畳が敷いてある部屋でございます。学校のほうとちょっとお話をしたところ、例えばこれを入れ替えるとか、あとは、先ほど言いました保健室を活用するだとか、または先ほど言いましたように、折り畳み式の簡易ベッド等もございまして、そういったものを活用するだとか、そういった工夫であったりだとか、臨機応変な対応というのは必要になってくるであろうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） いい方向でなったらいいんですけど、ただ、保健室などを造る場合に、やはりそういったこと、男子生徒と女子生徒を仕分けるカーテンとか、そこら辺のことはぜひ考えてほしいと、これは要望ですけど、お願いします。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今の小学校の関連でございますけれども、私は、先ほど次長のほうから説明がございましたけど、中学校のほうに移転して、小学校を解体するほうがいいのかという、自分では思ってたんですけど、実際には中学校もかなり改修費かかるというようなお話でした。

私の理由は、今、蔵木中学校の校庭が陸上の公認グラウンドになつとると思うんですけど、結局あそこを今のまんまで置くと、昨年11月の蔵木から七日市の駅伝の折に久しぶりに中学校のほ

うに伺ったんですが、まだあまり大草のようにはなかったですが、将来的に公認グラウンドというものが大草になってしまうんじゃないかなというような懸念もしますので、その辺の、今から公認グラウンドの件につきましても、あれ持つとということ、県のほうにそういうような公認料をずっと払つとるのかどうか分かりませんが、返上するとか、そのようなことも今から、この前の一般質問じゃございませんけど、結局中体連とか、そういうような部活動がないということは陸上もないということになって、そういうふうな陸上競技自体がなくなるんじゃないかと思うんですよ。

そうすると、あそこがはしから寂れてしまうということがありますので、今、この改修工事と直接は関係ないんですけど、小中学校の関連からいくと、今の中学校のグラウンドということもやはり考えていかなければいけないんじゃないかと考えますが、その辺いかがなものか、お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼します。旧蔵木中学校のグラウンドのことです。これ公認を受けておりました。この公認につきましては、既に数年前に認定期間が切れております。これはそのときにたしか報告させていただいたかと思うんですが、この認定を受けるに当たってかなりの経費がかかってくるというところがございます。その認定を受けるに当たってのどうも基準等々がちょっと変わってきたようで、陸上種目、いろんな種目がありますけど、例えば棒高跳び、そういうのもできるような設備を整えないと、認定が受けられないということで、それをするに当たって数千万円の経費がかかってくるというようなこともございました。

棒高跳びとかの設備を整えましても、実際にそういった競技をされる方というのが見受けられませんし、そういったことも含めて、総合的に判断をして、認定を受けるのは取りやめたという経過がございます。

それから、あそこの校庭の管理のほうについてですけど、今現在、委託で校庭のほうの管理をさせていただいております。今後施設を含めて、使用方法等々の方向性が定まってきたら、また改めてその管理の方法だとか、そういったところは考えていかないといけないというふうに思っております。当面は、今の方法での管理というふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） また、資料ですが、172ページ、交流センターのことです。ここにハウスマスターとハウスコーディネーターということが出てきますが、役割はどう違いますか。

そんで、このたび管理人は別にして、ハウスマスターを男女1名ずつと聞いておりますが、この主な事業概要の中で、ハウスマスターではなく、ハウスコーディネーター1名と管理人4名が

出てきますよね。たしかあそこは調理人さんなんかを含めて7人の運用だったと思うんですが、この辺の違いを少し説明してください。

それと、170ページの集落支援員なんですけど、1名ということですが、今の集落の、吉賀町という大変広い地域の実情を知って各集落、いろいろな課題があると思うんですけど、その実情を熟知して、支援していくということを考えれば、1名でこれができるのかということを変に疑問に思っております。

高齢化も、歩いてみられたら分かりますけど、実際独居の方とか、入院や施設に入られて、その家自体が空き家になつとるところが多々あります。これは年々増えております。

そこで、この集落支援員というのをもう少し、主事とは別に増やしていかないと、実際この中心部におつたら、中心部もだんだんこの空き家が増えてきよるわけですけど、連担地も。なかなかその地域の実情が分からない。分からないなりに、行政の独断とは言いませんけど、実際に地域の実情を把握した上で方向性を決めていき、それに予算をつけていかないと、なかなか頭の中で考えとるだけでは、物事は進まないと思うわけです。

今まで1人だったから、1人でいいというわけではありませぬので、だんだん時代は流れていきよるわけですので、その辺のところをどう考えておられるのかということをお聞きしておきたいと思ひます。

それと、もう一点、174ページの朝倉公民館や七日市公民館の解体が出ていますが、実際更地にするのは簡単なことなんですよね。銭かけりゃ、それで更地になるわけですから。

しかし、ここの施設を活用できるかという、やっぱり手探りでもええから可能性を追求していく、その努力も必要じゃないかと思うんですけど、民間に払い下げるとか、いろいろな方法はあると思ひますけど、例えば行政が中に入って、この施設を起業する人と一緒に活用していくとかというような、教育委員会だけじゃなくて、町長部局ともそういう横の関係を持ちながらやられた結果がこの解体なのかということをお聞きしておきます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、参考資料172ページの部分について、最初にお答えをいたします。

この中で、事業目的の欄にハウスマスターという表現が出てまいります。それから、その下の主な事業概要のところにはハウスコーディネーターという表現が出てまいります。非常に紛らわしい書き方をしていますが、これは同一の人物というふうにご捉えてください。

これにつきましては、以前はハウスマスターという表現を使っておりました。実際に配置した職員さんについても男性だったというところから、ハウスマスターというスタートを切ったんですけども、その後には男性のハウスマスターと、さらに女性も加わる形に増員をかけました。

そこで、今現在はハウスコーディネーターという呼び方で、男性にしる女性にしる、そういったことで呼び名としております。大変紛らわしい書き方になってはいますが、そのようにお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、管理人4名というふうに書いております。センターの管理人については、基本的には県が雇用をされておまして、それは人数で言いますと、全部で5人になります。ここで4名と書いたのは、実はこれまでの、先日の一般質問の答弁の中にもあったかと思えますけれども、逐次ミーティングを行っているというふうなお話をさせていただいたと思います。スタッフの中でですね。

そのときに、当然管理人さんにも御出席をいただいてミーティングを行うというケースがあります。その部分については、県の雇用ということ、県のほうはそこまでは見ていただけないので、その部分については、町の雇用という形でお出かけいただいて、時間にしたら1時間から2時間、3時間ぐらいのところなんですけれども、その部分は町が雇用をさせていただくという、出てきていただいた部分の費用をお支払いするという、こういう雇用関係も有しておりますので、そういう意味で、ここに書かせていただいております。

それで、もう一つ、管理人が全員で5名おられて、ここには4人という表現をしています。5人のうち1名の方については、基本的には4人で宿直業務をシフトを組んで回していただいているんですけれども、どうしてもこの日入れないというふうなケースが年間何回かあります。

そのときに入っていただく方、そうした方が1名おられまして、その方については県の雇用という格好になっていますけれども、これではちょっと読み取れない部分があつて大変申し訳ないんですけれども、今そういう状況で運営を行っているというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。まず、174ページの朝倉公民館、七日市公民館の解体についてです。

現在、両公民館の解体に係る、まず調査業務の委託料と設計委託料を計上しております。今現在のところでは、朝倉公民館については解体して、更地にとというふうに考えているところです。七日市公民館につきましては、これまで地元と協議を重ねながら、その機能を林業センターへ移転するということをしてまいりました。

そういった協議の中で、現在の公民館施設のところ、これを解体して駐車場にさせていただきたいという御要望とかをいただいております、そういう方向で今検討しているところでございます。

朝倉公民館につきましては、有効な活用方法があれば、この限りではないんですけど、今のと

ころその活用方法等は見いだせておりませんので、解体をというふうを考えております。また、地元のほうとも相談しながらというふうに思っています。

それから、集落支援員の話がありました。170ページ、統括コーディネーター、集落支援員というふうに書いております。ここにある集落支援員についてなんですけど、資料の64ページに地域おこし協力隊と集落支援員のこの制度のことが少し触れてあると思います。

こちらの集落支援員の制度を活用するというふうな意味合いで捉えていただいたらと思います。この1名は、現在配置しております統括コーディネーターを指すということになります。

今後、公民館を拠点とした地域づくりを進めるに当たって、やはり議員が言われるように、地域づくりを進めていくに当たっては、それぞれの各地域の課題なりはどういったものか、その優先順位だとか、それではどのようにそれを解決していくのかと、そういったところがあるかと思えます。なかなかそう簡単なものではないというふうには思っております。そういった仕組みづくり等々も必要になってくると思っております。

まず、この前の一般質問にもありましたように、教育委員会としては、公民館の体制を整えさせていただいて、これまでの協議の中で、地元のほうからは、なかなか担い手がいないんだとか、そういったお声もお聞きしています。

公民館の役割としては、そういった人づくりであったり、担い手づくり、そういったものにもなってくると思えます。こういったところはどこが担うんだと、そういったところも含めて検討しながら、まずは公民館の体制を整えてさせていただいて進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 2点ほど、先ほど小学校の件についてたくさん回答していただきました。それで質問なんですけど、学校の教室の数の話が答弁でありました。今、新しい配置の中で、旧蔵木中学校の配置のところで学童が入るところがあります。

そこについては、例えば今あります蔵小の校舎のほうであるとか、そういうことも可能ではないかというふうにも思いますが、それで教室を確保するということが可能なのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。現在の蔵木中学校の施設について、仮校舎のときの放課後児童クラブが入る場所、ここを教室として活用することができるのではないかとこのころだろうと思えます。

入り口の問題もあろうかと思えますけど、工夫すれば、教室として活用することは可能ではないかと、詳細にちょっと現地で検討はしていませんので分かりませんが、可能ではないかとい

うふうにも思います。

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、次の項に移ります。

公債費及び予備費及び歳入、残り全てです。ページは119ページから120、それから歳入については10ページから30ページです。以上のところの質疑を行います。質疑はありませんか。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 歳入のほうの、ちょっと本当細かいところを言って申し訳ないんですが、25ページ、立木売払収入というところで25万円上げておられます。一般質問でも、林業のほうのことを質問させていただきましたが、大体11齢級、55年生ぐらいの木が多く占めているというところでありましたが、約ヘクタール当たり、大体500立米ぐらいの計算になるのじゃないかなと、立ち木が今立っている部分で思うんですが、この間も申し上げましたところ25万円ぐらいのことじゃなくて、もっと財政に入れるために、もっと率先して山林整備して、本来なら標準伐期過ぎておりますので、伐採して植えるというところも考えていいような山になっていると思います。その辺しっかり、この木材単価が上がるとるタイミングで活用するべきだと思っておるので、ちょっと歳入のほうの見立てが少ないのではないかと思っております。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

これは、現在、町有林で、森師研修員制度ということで活動しておりまして、先日も一般答弁で回答ございましたけど、壊れない道づくりをしているところの間伐を市場に出すということで、立米当たり5,000円を50立米ぐらいということで予算計上をしております。

当然、今、木材単価が上がっているときなので、町有林の伐採をして売り払ったらどうかという御質問ですけど、すぐに全部切れるというわけではございませんので、川上と川下、今、県はウッドコンビナートというようなことで施策をしておりますけど、そういったところと歩調を合わせながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 伐採してというのはちょっと極端な表現でありましたが、適正な管理をしていただくために、もう少し金額を上げて、率先して売るのがいいんじゃないかなというこの御提案のつもりでしたので、その辺また補正組まれても結構だと思います。この歳入の関係になりますので、その辺しっかりやっていただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 最後の公債費及び予備費及び歳入の質疑についてはおきますが、今朝ほど全体について、質疑残りがあれば最後に承ると言いましたので、その他ですが、質疑があればお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第1、議案第33号令和4年度吉賀町一般会計予算の質疑は保留をしておきます。

----- . ----- . -----

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

午後4時06分散会

-----